

アフリカの損害保険市場

主任研究員 佐川 果奈英

目 次

1. はじめに
2. アフリカの概要
3. アフリカ保険市場の全体像
 - (1) 保険市場の概要
 - (2) マイクロ・インシュアランス
 - (3) タカフル
 - (4) 外国保険会社のアフリカへの進出状況
4. 主要国における損害保険市場の概要
 - (1) 南アフリカ共和国
 - (2) モロッコ
 - (3) ナイジェリア
 - (4) エジプト
 - (5) ケニア
 - (6) アンゴラ
 - (7) ウガンダ
 - (8) ルワンダ
5. アフリカ諸国内における連携
 - (1) アフリカ諸国内の共同体
 - (2) 保険協会・監督機関
 - (3) 再保険会社
 - (4) その他の組織
 - (5) 国際自動車保険制度
6. おわりに

要旨

アフリカの人口や経済は今後急激に成長することが見込まれており、世界のアフリカに対する注目が非常に高まっている。現在のアフリカにおける保険市場は世界の他の地域と比べると規模が小さいものの、主要国では経済成長に伴い保険市場も成長している。アフリカ諸国の損害保険の浸透率は全般的にまだ低く、今後も更なる成長が期待されている。

アフリカの保険に関する規制・監督は近代化が進められている最中にあり、監督官庁や強制保険制度等、保険市場に関する一定の枠組は構築されている。一方で、強制保険制度が未だ機能していない国もあり、消費者への啓発や強制保険の加入強化等の取組が行われている。

アフリカにおいては、各国が連携し、保険市場の発展のため保険協会等の保険関連団体の設立や地域の再保険会社の設立がなされている。また、近隣諸国で保険の単一市場創設のため法規制の調和を行っているケースもある。

1. はじめに

アフリカの GDP は 2020 年までに 2 兆 6,000 億ドルに達し、アフリカにおける 15 歳から 64 歳までの生産年齢人口は 2040 年までにインドや中国の生産年齢人口を超える¹、との予測もあり、世界のアフリカに対する注目は高まっている。国連貿易開発会議 (United Nations Conference on Trade Development : UNCTAD) の報告書によると、2012 年は、欧州、アメリカ、アジア諸国に対する直接投資が減少する一方で、アフリカ諸国に対する直接投資は 5.5% 増の 458 億ドルになった²、とされる。

アフリカ大陸の成長の鍵はエネルギー、天然資源、農業および医療が握る、と認識されているが、保険についても関連産業として急激に成長する可能性がある³、とされる。また、政治および経済の安定が課題ではあるものの、アフリカは今後 50 年で保険市場にとって非常に重要な地域となる⁴、との見方もある。

本稿では、一般的になじみの薄いアフリカの概要を説明したうえで、アフリカの保険市場の全体像および主要国における損害保険市場の概要を紹介する。アフリカにおいては、複数の国々が加盟する保険関連団体や地域の再保険会社等の設立がなされる等、保険に関しアフリカ諸国内における連携がなされていることから、これらについても紹介する。また、一部詳細が判明していない国もあるものの、参考資料としてアフリカ諸国の監督官庁や主な強制保険制度の一覧を最後に添付している。

なお、本稿における意見・考察は筆者の個人的見解であり、所属する組織を代表するものではないことをお断りしておく。

2. アフリカの概要

アフリカは 54 の国・地域から構成されており、大きく 5 つの地域に分かれる (図表 1 参照)。北部アフリカについてはイスラム圏であり、中東と合わせ中東・北部アフリカ地域 (Middle East and North Africa region : MENA region)⁵ としてひとつの市場として捉えられることが多い。一方、北部アフリカを除く、サハラ砂漠より南の地域はサブサハラ・アフリカ (以下「サブサハラ地域」) と呼ばれている。

2010 年のアフリカの人口は約 10 億 3,000 万人となっており、世界の人口の約 14.9% を占めている。アフリカの人口は、今後大幅に増加することが予測されており、2050 年には約 23 億 9,000 万人に達し、世界の人口の約 25.1% を占めるまでになると予測されている (図表 2 参照)。世界の人口上位 20 カ国に入るアフリカの国は、2010 年の時

¹ KPMG, “The South African Insurance Industry Survey 2012” (2012.8), p.52-53

² Cynthia Ang, “A New El Darado, - Africa draws”, Asian Insurance Review (2013.6)

³ KPMG, “The South African Insurance Industry Survey 2012” (2012.8), p. 53

⁴ Swiss Re, “sigma No3/2012 World insurance in 2012 Progressing on the long and winding road to recovery” (2013.6), p.2

⁵ なお、MENA 地域には明確な定義はなく、国際機関や文献により MENA 地域の分類は若干異なる。北部アフリカ諸国以外にもイスラム教を国教とする国はいくつかあり、これらの国を含めて MENA 地域とするケースもある。例えば世界銀行 (World Bank) では、北部アフリカ諸国以外にも東部アフリカのジブチを MENA 地域に分類している (World Bank ウェブサイト)。

点ではナイジェリアをはじめとして3カ国のみであったが、2050年には上位20カ国のうちの7カ国をアフリカ諸国が占めると予測されている(図表3参照)。また、アフリカの中では、特にサブサハラ地域で大幅に伸びることが予測されている(図表3参照)。

国際通貨基金(International Monetary Fund:以下「IMF」)の2013年4月の世界経済見通し(World Economic Outlook)によると、2012年のサブサハラ地域のGDP成長率は4.8%に達し、2013年も5.6%と引き続き高い成長が見込まれている。

また、サブサハラ地域におけるビジネス環境は大きく改善している。世界185の国・地域ごとのビジネス環境⁶を調査した世界銀行の「Doing Business 2013」によると、世界銀行が調査を行ったサブサハラ地域の46政府中、45政府は過去8年間でビジネス環境を大幅に改善している⁷、とされる。アフリカ諸国における、GDP、GDP成長率およびビジネス環境の上位10カ国は図表4のとおりである。

経済成長やビジネス環境の改善がなされている一方で、サブサハラ地域では、依然として深刻な貧困問題に直面している。サブサハラ地域の大半(48カ国中33カ国)は後発開発途上国(LDCs)であり、人口の約半分が貧困の境界線である「1日約1.25ドル」以下の生活を送っている⁸、とされる。

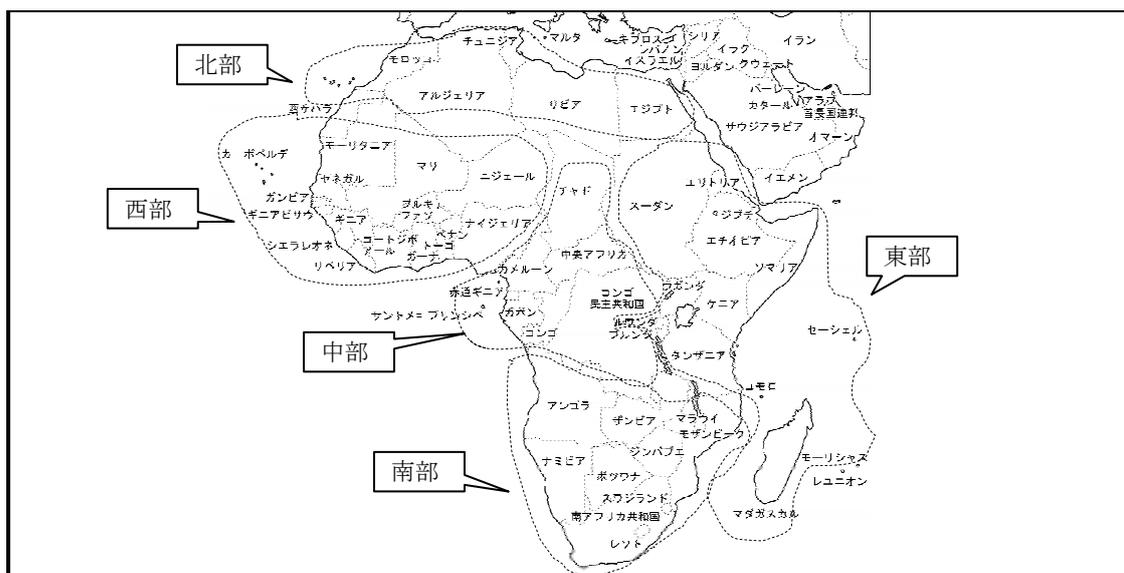
図表1 アフリカ諸国の一覧(54カ国)

地方 ^(注1)	国/地域 ^(注2)
北部 (5カ国)	アルジェリア(Algeria)、エジプト(Egypt)、チュニジア(Tunisia)、モロッコ(Morocco) (注2)、リビア(Libya)
東部 (14カ国)	ウガンダ(Uganda)、エチオピア(Ethiopia)、エリトリア(Eritrea)、コモロ(Comoros)、スーダン(Sudan)、南スーダン(South Sudan)、セーシェル(Seychelles)、ソマリア(Somalia)、ケニア(Kenya)、ジブチ(Djibouti)、タンザニア(Tanzania)、マダガスカル(Madagascar)、モーリシャス(Mauritius)、ルワンダ(Rwanda)
西部 (16カ国)	ガーナ(Ghana)、カーボヴェルデ(Cape Verde)、ガンビア(Gambia)、ギニア(Guinea)、シエラレオネ(Sierra Leone)、ブルキナファソ(Burkina Faso)、セネガル(Senegal)、トーゴ(Togo)、ナイジェリア(Nigeria)、ギニアビサウ(Guinea-Bissau)、コートジボアール(Côte d'Ivoire)、ベナン(Benin)、マリ(Mali)、モーリタニア(Mauritania)、リベリア(Liberia)、ニジェール(Niger)
中部 (9カ国)	ガボン(Gabon)、カメルーン(Cameroon)、コンゴ共和国(Republic of Congo)、コンゴ民主共和国(Democratic Republic of the Congo)、サントメ・プリンシペ(São Tomé and Príncipe)、赤道ギニア(Equatorial Guinea)、チャド(Chad)、中央アフリカ共和国(Central African Republic)、ブルンジ(Burundi)
南部 (10カ国)	アンゴラ(Angola)、ザンビア(Zambia)、ジンバブエ(Zimbabwe)、スワジランド(Swaziland)、ナミビア(Namibia)、マラウイ(Malawi)、ボツワナ(Botswana)、モザンビーク(Mozambique)、レソト(Lesotho)、南アフリカ共和国(Republic of South Africa)

⁶ 世界銀行では会社設立に関する法規制手続き、登記、投資家の保護、電気の入手しやすさ等、ビジネスに関するさまざまな指標により世界185カ国・地域のビジネス環境をランク付けしている。

⁷ World Bank Doing Business ウェブサイト, “Doing Business 2013 InfoGraph”

⁸ 外務省「2012年度 政府開発援助(ODA)白書 日本の国際協力」(2013.3), p.136



(注1) 地方の分類についてはアフリカ連合 (AU) の分類基準に基づく。

(注2) モロッコの西サハラ地域は「サハラ・アラブ民主共和国 (Sahrawi Arab Democratic Republic)」としてアフリカ連合に加盟しているが、わが国では「サハラ・アラブ民主共和国」は未承認となっているため、本表の地方の分類には含めていない。なお、モロッコはアフリカ連合に非加盟である。

(出典：外務省ウェブサイトおよび <http://www.freemap.jp/> をもとに作成)

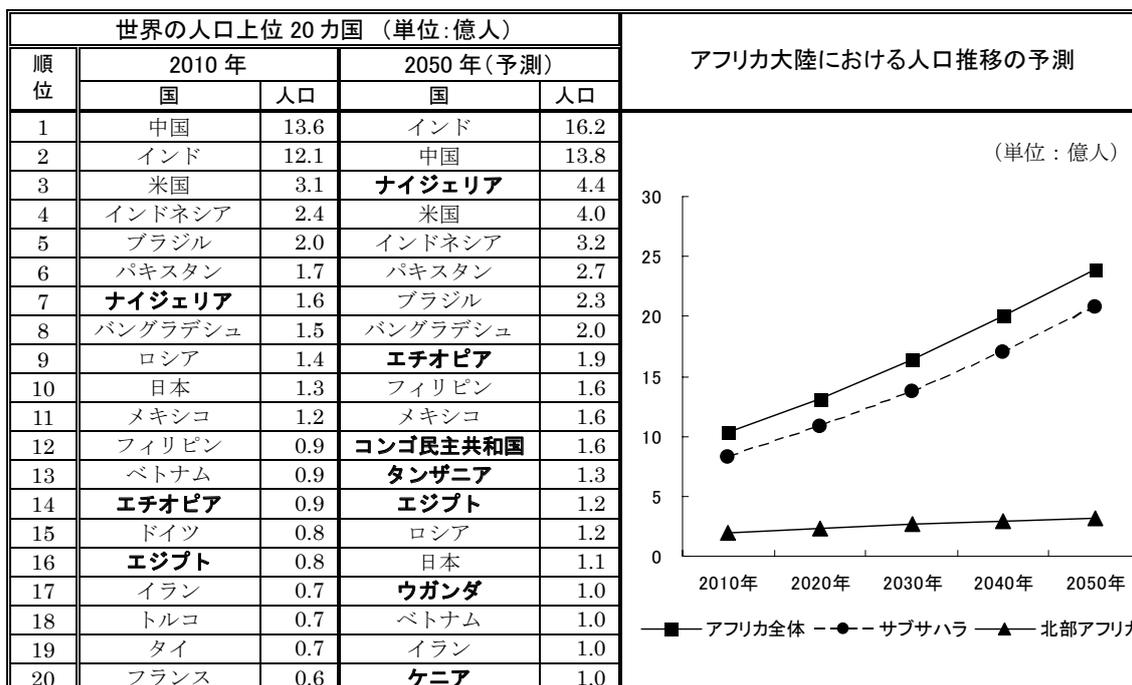
図表2 世界人口の構成割合の推移予測 (2010年～2050年)

(単位：億人)

地域	2010年		2020年		2030年		2040年		2050年	
	人口	割合								
北米	3.5	5.0%	3.8	4.9%	4.0	4.8%	4.3	4.7%	4.5	4.7%
中南米・カリブ海	6.0	8.6%	6.6	8.6%	7.2	8.5%	7.6	8.4%	7.8	8.2%
欧州	7.4	10.7%	7.4	9.6%	7.4	8.7%	7.2	8.0%	7.1	7.4%
アジア	41.7	60.2%	45.8	59.4%	48.9	58.0%	50.8	56.2%	51.6	54.1%
オセアニア	0.4	0.5%	0.4	0.5%	0.5	0.6%	0.5	0.6%	0.6	0.6%
アフリカ	10.3	14.9%	13.1	17.0%	16.3	19.4%	20.0	22.1%	23.9	25.1%
合計	69.2	100.0%	77.2	100.0%	84.2	100.0%	90.4	100.0%	95.5	100.0%

(出典：United Nations, Department of Economic and Social Affairs, “World Population Prospects, the 2012 Revision” をもとに作成)

図表3 世界の人口上位20カ国とアフリカ大陸における人口推移の予測(2010年~2050年)



(出典: United Nations, Department of Economic and Social Affairs, "World Population Prospects, the 2012 Revision" をもとに作成)

図表4 アフリカ諸国におけるGDP、GDP成長率、ビジネス環境(2012年、上位10)

順位	GDP(名目)			GDP成長率		ビジネス環境	
	国/地域	金額 (単位: 億ドル)	順位 (世界)	国/地域	成長率	国/地域	順位 (世界)
1	南アフリカ共和国	3,843	29	リビア	104.5%	モーリシャス	19
2	ナイジェリア	2,687	37	シエラレオネ	19.8%	南アフリカ共和国	39
3	エジプト	2,567	40	ニジェール	11.2%	チュニジア	50
4	アルジェリア	2,078	49	コートジボアール	9.8%	ルワンダ	52
5	アンゴラ	1,187	61	アンゴラ	8.4%	ボツワナ	59
6	モロッコ	975	62	リベリア	8.3%	ガーナ	64
7	リビア	819	64	ブルキナファソ	8.0%	セーシェル	74
8	スーダン	599	69	ルワンダ	7.7%	ナミビア	87
9	チュニジア	456	80	モザンビーク	7.5%	ザンビア	94
10	エチオピア	419	83	ザンビア	7.3%	モロッコ	97

(出典: IMF, "World Economic Outlook Database, April 2013"および World Bank, "Doing Business 2013"をもとに作成)

3. アフリカ保険市場の全体像

本項では、アフリカ全体の保険市場規模等、保険市場の概要を説明したうえで、マイクロ・インシュアランスやタカフルの状況および外国保険会社のアフリカへの進出状況について説明する。

(1) 保険市場の概要

本項では、アフリカの保険市場の概要として、アフリカ全体の市場規模、市場規模上位国における生損保の内訳、国民1人あたり保険料等を説明する。

a. 市場規模

スイス再保険が発行している「シグマ 2013年第3号 2012年の世界の保険」によると、2012年のアフリカにおける損害保険料収入は約220億米ドルであり、世界の損害保険市場に占めるシェアは1.10%と極めて少ない（図表5参照）。生命保険については、約49億8,800万ドルとオセアニアよりも多くなっているが、アフリカにおける生命保険料の約89.8%と大半は南アフリカ共和国が占めている（図表6参照）。

図表5 世界各地域の保険市場規模（2012年）

（単位：百万米ドル）

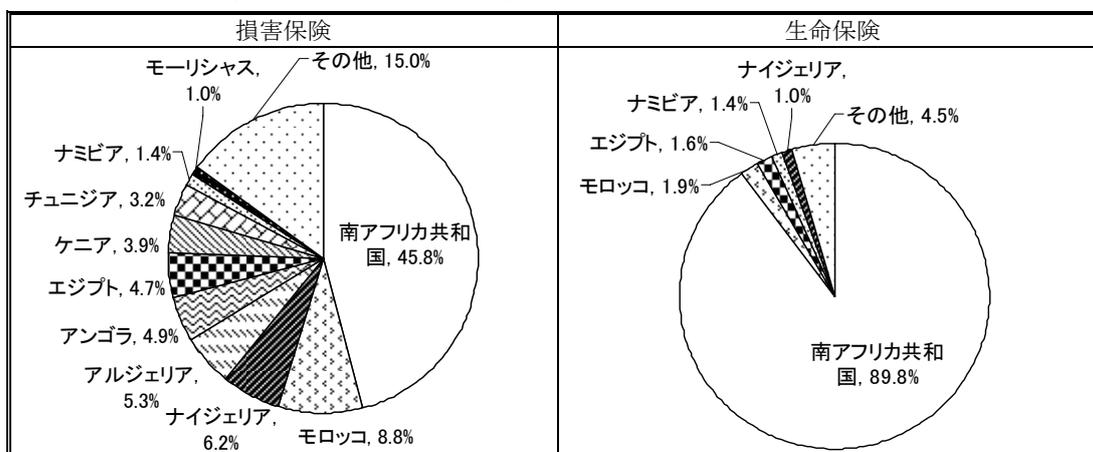
地域	損害保険		生命保険		合計	
	保険料	シェア(注1)	保険料	シェア(注1)	保険料	シェア(注1)
北米	773,878	38.86%	619,538	23.64%	1,393,416	30.21%
中南米・カリブ海	96,903	4.87%	71,834	2.74%	168,737	3.66%
欧州	658,732	33.07%	876,444	33.44%	1,535,176	33.28%
アジア(注2)	388,511	19.51%	957,712	36.54%	1,346,223	26.19%
オセアニア	51,623	2.59%	45,488	1.73%	97,071	2.10%
アフリカ	22,002	1.10%	49,888	1.90%	71,891	1.56%
合計	1,991,650	100.00%	2,620,864	100.00%	4,612,514	100.00%

（注1）世界に占めるシェア。

（注2）本図表においては、イスラエル、イラン、アラブ首長国連邦等の中東地域もアジアに含まれている。

（出典：Swiss Re, “sigma No3/2012 World insurance in 2012 Progressing on the long and winding road to recovery” (2013.6)をもとに作成）

図表6 アフリカ諸国の保険料に占める各国の割合（2012年）



（出典：Swiss Re, “sigma No3/2012 World insurance in 2012 Progressing on the long and winding road to recovery” (2013.6)をもとに作成）

winding road to recovery” (2013.6)をもとに作成)

b. 上位国の市場規模および生損保の内訳

図表 7 は、アフリカ諸国における保険料収入を市場規模順に記載したものである。アフリカ諸国の中では、南アフリカ共和国の市場規模が群を抜いて大きい。比較対象としてアジアの上位 10 カ国・地域を図表 8 に記載しているが、南アフリカ共和国は香港、シンガポール、タイ等よりも市場規模は大きい。

南アフリカ共和国、ナミビアおよびモーリシャスについては、合計保険料に占める生命保険の割合が損害保険よりも高くなっているが、その他の国では損害保険の割合が極めて高い (図表 7 参照)。アフリカの多くの国で生命保険の占める割合が極めて低いということは、市場の大半が自動車保険のような強制保険で占められているということを示している⁹、とされる。アジア諸国では上位 10 カ国・地域のすべてで合計保険料に占める生命保険の割合が 50%を超えており (図表 8 参照)、アジア諸国と比較してもアフリカ諸国の生命保険の割合は低い。

図表 7 アフリカ諸国における保険料収入 (2012 年)

(単位：百万米ドル)

国/地域	地域	順位 (注)	保険料収入			保険料に占める割合		
			合計	損保	生保	損保	生保	
1	南アフリカ共和国	南部	17	54,871	10,084	44,787	18.4%	81.6%
2	モロッコ	北部	53	2,857	1,927	930	67.4%	32.6%
3	ナイジェリア	西部	58	1,828	1,354	474	74.1%	25.9%
4	エジプト	北部	59	1,818	1,033	785	56.8%	43.2%
5	ケニア	東部	66	1,290	855	436	66.3%	33.8%
6	アルジェリア	北部	67	1,250	1,161	87	92.9%	7.1%
7	アンゴラ	南部	68	1,140	1,083	57	95.0%	5.0%
8	ナミビア	南部	72	980	306	674	31.2%	68.8%
9	チュニジア	北部	77	816	694	123	85.0%	15.1%
10	モーリシャス	東部	85	655	213	442	32.5%	67.5%
	その他	-	-	4,385	3,293	1,091	75.1%	24.9%
アフリカ合計			-	71,890	71,890	22,002	49,888	-

(注 1) 世界の保険市場における順位

(注 2) アジア諸国のうち、2012 年の人口上位国 5 カ国を参考として記載。

(出典：Swiss Re, “sigma No3/2012 World insurance in 2012 Progressing on the long and winding road to recovery” (2013.6)をもとに作成)

⁹ Thorsten Beck, Samuel Munzele Maimbo, Issa Faye, Thouraya Triki, “Financing Africa, Through the Crisis and Beyond”, The International Bank for Reconstruction and Development/ The World Bank (2011), p.59

図表 8 アジア諸国/地域における保険料収入（2012年、上位10）（単位：百万米ドル）

国/地域	順位 ^(注)	保険料収入			保険料に占める割合		
		合計	損保	生保	損保	生保	
1	日本	2	654,112	129,740	524,372	19.8%	80.2%
2	中国	4	245,511	104,302	141,208	42.5%	57.5%
3	韓国	8	139,296	60,376	78,920	43.3%	56.7%
4	台湾	11	87,753	15,230	72,522	17.4%	82.6%
5	インド	15	66,441	13,141	53,300	19.8%	80.2%
6	香港	21	32,717	3,738	28,979	11.4%	88.6%
7	シンガポール	28	22,080	9,823	12,257	44.5%	55.8%
8	タイ	31	18,355	7,567	10,789	41.3%	58.8%
9	インドネシア	32	15,509	4,615	10,894	29.8%	70.2%
10	マレーシア	34	14,828	5,315	9,513	35.8%	64.2%

(注) 世界の保険市場における順位

(出典：Swiss Re, “sigma No3/2012 World insurance in 2012 Progressing on the long and winding road to recovery” (2013.6)をもとに作成)

c. 国民1人あたり保険料および浸透率

アフリカにおける国民1人あたりの保険料は損害保険が20.6ドル、生命保険が46.7ドルとなっており、いずれも世界の各地域の中で最も低い（図表9参照）。特に、ナイジェリアは市場規模でアフリカ諸国内3位に位置しているものの、国民1人あたり保険料は損害保険が8.1ドル、生命保険が2.8ドルと極めて低い（図表10参照）。

保険の浸透率を示すGDPに占める保険料の割合については、生命保険はアフリカ全体で2.53%と中南米・カリブ海諸国よりも高くなっているが（図表9参照）、南アフリカ共和国の浸透率が11.56%と高いことによるものである（図表10参照）。損害保険の浸透率についてはアフリカ全体で1.12%と世界各地の中で最も低い。南アフリカ共和国、ケニア、ナミビアについては、損害保険の浸透率が2%を超えているが、ナイジェリア（0.51%）やエジプト（0.41%）等は極めて低い水準にある。比較対象として図表11にアジア諸国の国民1人あたり保険料と浸透率を記載しているが、アジア諸国と比較しても、アフリカ諸国の多くは国民1人あたり保険料および浸透率ともに低い状況にある。

図表 9 世界各地域の国民1人あたり保険料および浸透率（2012年）

地域	国民1人あたり保険料（単位：ドル）			浸透率 ^(注1)		
	損保	生保	合計	損保	生保	合計
北米	2219.5	1776.8	3996.3	4.46%	3.57%	8.03%
中南米・カリブ海	161.9	120.0	281.9	1.72%	1.28%	3.00%
欧州	728.3	996.0	1724.4	2.84%	3.89%	6.73%
アジア ^(注2)	91.9	229.8	321.7	1.64%	4.09%	5.73%
オセアニア	1414.7	1245.5	2660.2	2.98%	2.62%	5.60%
アフリカ	20.6	46.7	67.3	1.12%	2.53%	3.65%
世界平均	283.1	372.6	655.7	2.81%	3.69%	6.50%

(注1) GDPに占める保険料の割合。

(注2) 本図表においては、イスラエル、イラン、アラブ首長国連邦等の中東地域もアジアに含まれている。

(出典：Swiss Re, “sigma No3/2012 World insurance in 2012 Progressing on the long and winding road to recovery” (2013.6)をもとに作成)

図表 10 アフリカ諸国の国民 1 人あたり保険料および浸透率 (2012 年)

国/地域	国民 1 人あたり保険料 (単位:ドル)			浸透率 ^(注)		
	損保	生保	合計	損保	生保	合計
南アフリカ共和国	198.6	882.3	1080.9	2.60%	11.56%	14.16%
モロッコ	59.1	28.5	87.6	1.99%	0.96%	2.96%
ナイジェリア	8.1	2.8	10.9	0.51%	0.18%	0.68%
エジプト	12.3	9.4	21.7	0.41%	0.31%	0.73%
ケニア	19.9	10.2	30.1	2.02%	1.03%	3.05%
アルジェリア	31.9	2.4	34.3	0.62%	0.05%	0.67%
アンゴラ	53.7	2.8	56.8	0.94%	0.05%	0.99%
ナミビア	129.7	285.2	414.8	2.50%	5.50%	8.00%
チュニジア	64.8	11.5	76.3	1.53%	0.27%	1.80%
モーリシャス	162.4	336.8	499.2	1.93%	4.00%	5.94%

(注) GDP に占める保険料の割合

(出典：Swiss Re, “sigma No3/2012 World insurance in 2012 Progressing on the long and winding road to recovery” (2013.6)をもとに作成)

図表 11 アジア諸国/地域の国民 1 人あたり保険料および浸透率 (2012 年)

国/地域	国民 1 人あたり保険料 (単位:ドル)			浸透率 ^(注)		
	損保	生保	合計	損保	生保	合計
日本	1,024.9	4,142.5	5,167.5	2.27%	9.17%	11.44%
中国	76.0	102.9	178.9	1.26%	1.70%	2.96%
韓国	1,207.3	1,578.1	2,785.4	5.25%	6.87%	12.12%
台湾	652.5	3,107.1	3,759.6	3.16%	15.03%	18.19%
インド	10.5	42.7	53.2	0.78%	3.17%	3.96%
香港	519.2	4,024.7	4,543.9	1.42%	11.02%	12.44%
シンガポール	890.2	2,471.8	3,362.0	1.60%	4.43%	6.03%
タイ	109.7	156.5	266.2	2.07%	2.95%	5.02%
インドネシア	19.4	45.8	65.3	0.53%	1.24%	1.77%
マレーシア	184.3	329.9	514.2	1.72%	3.08%	4.80%

(注) GDP に占める保険料の割合

(出典：Swiss Re, “sigma No3/2012 World insurance in 2012 Progressing on the long and winding road to recovery” (2013.6)をもとに作成)

(2) マイクロ・インシュアランス

マイクロ・インシュアランスとは、発展途上国の低所得者層向けに設計された低価格・低コストで提供される保険のことである。

アフリカの金融機関の発展を支援する組織 (Making Finance Work for Africa : MFWA) およびミュンヘン再保険財団 (Munich Re Foundation) が実施したマイク

ロ・インシュアランスに関する調査¹⁰によると、アフリカにおけるマイクロ・インシュアランスの加入件数は2011年末で4,400万件に達し、2008年から200%の増加となった。また、マイクロ・インシュアランスが販売されている国も、2008年の32カ国から39カ国へと増加している。

同調査によると、アフリカ大陸におけるマイクロ・インシュアランスは生命保険が中心であり、医療、傷害、農業保険等はまだまだ少ないとされる。図表12は2011年のマイクロ・インシュアランスの件数が100万件を超えている国である。契約件数は南アフリカ共和国が最も多く約2,723万件と全体の約61.9%を占めている。その他の国では南部アフリカ地域と東部アフリカ地域が多いが、ガーナやナイジェリアについても契約件数が100万件を超えている。ガーナやナイジェリアについては契約件数が大幅に伸びてきているとされる。

2012年12月の世界銀行の資料¹¹によると、マイクロ・インシュアランスの中で、この先の10年でアフリカの貧しい人たちへの補償を広めるという観点から特に関心が寄せられているのは、生命保険、医療保険および穀物保険をはじめとする農業保険である、とされている。

図表12 マイクロ・インシュアランスの契約件数（2011年） **（単位：千件）**

国	件数	地域
南アフリカ共和国	27,233	南部
タンザニア	3,278	東部
エチオピア	2,154	東部
ガーナ	1,706	西部
ウガンダ	1,528	東部
ジンバブエ	1,381	南部
ケニア	1,292	東部
ナミビア	1,275	南部
ナイジェリア	1,080	西部

（出典：Making Finance Work for Africa, Munich Re Foundation “The Landscape of Microinsurance in Africa 2012” (2013) をもとに作成）

(3) タカフル

アフリカでは人口のうち約4億5,000万人(約42%)がイスラム教徒とされており、イスラム金融についても伸びている¹²、とされる。アフリカにおいては、イスラム金融は銀行等も含めて約20カ国で提供されており、アフリカの中でもイスラム教徒が多い北部アフリカ諸国やスーダン、ケニア、ガンビア等でみられる¹³。2011年では、

¹⁰ Making Finance Work for Africa, Munich Re Foundation “The Landscape of Microinsurance in Africa 2012” (2013)

¹¹ World Bank, “AFRICA SOCIAL PROTECTION POLICY BRIEFS”(2012.12), p.2

¹² Cynthia Ang, “A New El Darado, Africa draws”, Asian Insurance Review (2013.6)

¹³ Thorsten Beck, Samuel Munzele Maimbo, Issa Faye, Thouraya Triki, “Financing Africa, Through the Crisis and Beyond”, The International Bank for Reconstruction and Development/ The World

32 の保険会社がアフリカにおいてイスラム教の規範に則った保険であるタカフルを提供している¹⁴。なお、アフリカに限らず、世界における近代的なタカフル制度は 1979 年にスーダンでタカフル会社が設立されたことにより始まり¹⁵、タカフル自体まだ歴史が浅い制度である。

図表 13 はアフリカにおけるタカフル市場の推移である。市場の大部分はスーダン¹⁶が占めているものの、その他の地域の取扱も徐々に増えている。ケニアでは 2011 年にタカフルの販売が開始され¹⁷、また、ナイジェリアにおいて 2013 年にタカフルに関するガイドラインが公表される等、他国においてもタカフルに関する動きがあることから、スーダン以外の地域でも更に拡大することが予測される。

アフリカにおけるタカフル拡大の動きに沿って、アフリカ最大の再保険会社であるアフリカ・リー（後記 5.(3).a 参照）が再保険に相当するリタカフルを専門に取り扱う子会社を 2010 年に設立し、ケニアの再保険会社であるケニア・リーもリタカフルの取扱を 2013 年 3 月から開始している。

図表 13 アフリカにおけるタカフル市場の推移 (単位：百万ドル)

	2006 年	2007 年	2008 年	2009 年	2010 年
スーダン	244	262	281	340	360
その他	12	14	14	37	53
アフリカ全体	256	276	295	377	413

(出典：Ernst & Young, “The World Takaful Report” (2012.4) をもとに作成)

(4) 外国保険会社のアフリカへの進出状況

わが国の保険会社のアフリカへの進出は、エジプト等の一部の国を除き、まだまだあまり見られないが、欧米の主要な大手保険会社ではアフリカ諸国に進出している。主要な大手外国保険会社のアフリカへの進出状況は図表 14 のとおりである。

アフリカでは、かつての植民地支配の歴史や多民族国家から、英語、フランス語、ポルトガル語等、旧宗主国の言葉を公用語としている国が数多くある。フランスのアクサ (AXA) については、旧宗主国を中心にアフリカ諸国に進出している。ドイツのアリアンツ (Allianz) はフランス語圏の国を中心¹⁸に、スイスのチューリッヒ (Zurich)

Bank (2011) p.101

¹⁴ Thorsten Beck, Samuel Munzele Maimbo, Issa Faye, Thouraya Triki, “Financing Africa, Through the Crisis and Beyond”, The International Bank for Reconstruction and Development/ The World Bank (2011) p.101

¹⁵ 森田芳樹『イスラム社会の保険「タカフル」－その概念と仕組み－』損保総研レポート第 78 号 (損害保険事業総合研究所、2006.12)、p.2)

¹⁶ 2011 年 7 月にスーダンから南スーダンが独立し、旧スーダンは 2 つに分裂したが、南スーダンではイスラム金融を支持していない、とされる (Ernst Young, “The World Takaful Report” (2012.4), p9)。

¹⁷ Ernst Young, “The World Takaful Report” (2012.4), p52

¹⁸ アリアンツ・アフリカ・グループのウェブサイトによると、アリアンツはフランスにおいてアフリカのサポートチームを設置している。アリアンツはフランスにおいても事業展開しており、イギリスの市場調査会社であるアクスコ (AXCO) の調査によると、2011 年のフランスの損害保険市場においてアリア

と米国のアメリカン・インターナショナル・グループ（American International Group：AIG）は、英語圏の国を中心として進出している。

これらの保険グループで最も進出国が多いのはアリアンツである。アリアンツは図表 14 の進出国のうちの 11 カ国（エジプト、モロッコ、南アフリカ共和国を除く国）でアリアンツ・アフリカ・グループ（Allianz Africa Group）として展開している¹⁹。

また、これらの欧米の大手保険グループ以外にも、南アフリカ共和国やケニアの保険会社が他のアフリカ諸国に進出している。

図表 14 主要大手外国保険会社グループのアフリカへの進出状況

グループ	主な進出国 ^(注1)
AIG	エジプト（アラビア語）、ケニア（英語、スワヒリ語）、南アフリカ共和国（英語 ^(注2) ）、ウガンダ（英語）
アクサ	アルジェリア（アラビア語、仏語 ^(注3) ）、カメルーン（仏語、英語）、ガボン（仏語）、コートジボアール（仏語）、モーリシャス（英語、仏語 ^(注3) ）、モロッコ（アラビア語、仏語 ^(注3) ）、セネガル（仏語）、南アフリカ共和国（英語 ^(注2) ）
アリアンツ	ベナン（仏語）、ブルキナファソ（仏語）、カメルーン（仏語、英語）、中央アフリカ共和国（仏語、サンゴ語）、コンゴ共和国（仏語）、コートジボアール（仏語）、ガーナ（英語）、マダガスカル（仏語、マダガスカル語）、マリ（仏語）、セネガル（仏語）、トーゴ（仏語）、エジプト（アラビア語）、モロッコ（アラビア語、仏語 ^(注3) ）、南アフリカ共和国（英語 ^(注2) ）
チューリッヒ	ボツワナ（英語、ツワナ語）、モロッコ（アラビア語、仏語 ^(注3) ）、南アフリカ共和国（英語 ^(注2) ）、ジンバブエ（英語）

（注 1）支店、現地法人への出資、子会社の進出等も含む。（ ）内は公用語。

（注 2）南アフリカ共和国では、英語のほかアフリカーンス語等、合計で 11 の言語が公用語となっている。

（注 3）仏語は公用語ではないが使用されている。

（出典：AIG、アクサ、アリアンツ、チューリッヒの各ウェブサイトおよび外務省ウェブサイトをもとに作成）

4. 主要国における損害保険市場の概要

アフリカの経済成長に伴い、各国では、保険市場が成長している。従来、アフリカの保険規制の枠組は概して弱いものであったが、近年多くのアフリカ諸国が最低資本要件の見直しやリスクベースの規制への移行に取り組む等、近代化に向けての取組がなされている、とされる。本項では、南アフリカ共和国、モロッコ、ナイジェリア等、アフリカ保険市場の上位 5 カ国と、その他の国としてアンゴラ、ウガンダ、ルワンダの計 8 カ国における損害保険市場の概要を紹介する。

ンツは 5 位に位置する。

¹⁹ アリアンツ・アフリカ・グループのウェブサイトによると、11 カ国に 16 の子会社があり、2011 年のアリアンツ・アフリカ・グループの保険料収入は約 1 億 2,350 万ユーロ（約 148 億円）となっている。

(1) 南アフリカ共和国

南アフリカ共和国は、面積約 122 万平方メートル（わが国の約 3.2 倍）、人口約 5,119 万人（2012 年現在）の共和制国家である。南アフリカ共和国の主要産業や、農業、鉱業（金、ダイヤモンド等）、工業であるが、近年ではかつての主力産業であった鉱業の比率が減少を続けている一方で金融・保険の割合が拡大している²⁰、とされる。

南アフリカ共和国はアフリカにおける最大の保険市場である。図表 15 のとおり、2011 年の損害保険料は約 794 億ランド（約 8,099 億円）となっており、損害保険市場は非常に高い成長率で伸び続けている。南アフリカでは経済成長により中所得層の拡大および可処分所得の増加がもたらされた結果、金融商品への関心が高まっており、損害保険市場はこの好機をうまく捕らえた²¹、とされる。損害保険の中では、自動車 が最も多く、次いで財物となっており、この 2 つの種目で市場の約 76.3%を占めている。

南アフリカにおける保険の監督官庁は金融サービス理事会（Financial Services Board : FSB）である。損害保険に関する法規制としては 1998 年短期保険法（Short-term Insurance Act 53 of 1998）があるほか、FSB が各種通達や指令を出している。保険商品の認可については事前認可制である²²。強制保険制度としては、自動車第三者賠償責任保険、労災保険等がある。

南アフリカ共和国における保険の規制・監督は非常に発展している。金融サービス理事会（FSB）では、EU のソルベンシー II 指令の原則をモデルとしたソルベンシー評価・管理制度（Solvency Assessment and Management regime : 以下「SAM」）の導入を 2015 年 1 月から予定している²³。SAM は欧州のソルベンシー II における第三国の同等性²⁴の評価基準を満たす内容となる予定であり、金融サービス理事会（FSB）では、SAM を導入することにより南アフリカ共和国の保険会社のグローバル市場への参加が高まる²⁵、としている。また、南アフリカ共和国ではマイクロ・インシュアランスの契約件数が多いが（前記 3.(2)参照）、金融包摂（financial inclusion）を高め、消費者保護を強化するため、マイクロ・インシュアランスに関する法規制の導入が検討されている²⁶。

²⁰ 外務省ウェブサイト、「南アフリカ共和国 基礎データ」。

²¹ KPMG, “The South African Insurance Industry Survey 2012” (2012.8), p.4

²² AIO, “Annual Review 2011”, p.191

²³ FSB, “Annual Report 2012” p.51。なお、FSB のアニュアルレポートによると、SAM の規定のうち、損害保険会社の保険契約準備金や資本要件等、一部の規定については既に 2012 年 1 月に導入済みであり、今後も段階的に規定を導入しながら、2015 年 1 月からの完全移行となる予定である。

²⁴ ソルベンシー II では、保険会社の親会社が第三国に本店を有するグループである場合等に、第三国の監督の同等性の評価を行い、同等性が認められれば EU 加盟国による監督がなされるものとして、当該第三国の監督に委ねる等の取扱を行うこととしている（損害保険事業総合研究所「ソルベンシー II 枠組指令に関する調査・研究（解説編）」（2011.3）、p.149）。

²⁵ FSB, “Annual Report 2012”, p.51

²⁶ FSB, “Annual Report 2012”, p.55。なお、金融包摂とは、基本的金融サービスへのアクセスへの問題を解消し、これらのサービスを受けられるようにすることを言う。

金融サービス理事会（FSB）のアンニュアルレポートによると、保険会社は178社あり、そのうち損害保険会社が98社、生命保険会社が80社となっている²⁷。AIG、アクサ、アリアンツ等の大手外国保険会社も進出している（前記図表14参照）。

図表15 南アフリカ共和国の損害保険料の推移と内訳（2007年-2011年）（単位：百万ZAR^(注)）

種目	2007年	2008年	2009年	2010年	2011年	損害保険料の内訳（2011年）
自動車	22,923	25,389	28,170	30,123	33,094	
財物	19,070	21,031	23,011	25,064	27,474	
傷害・医療	2,820	3,793	3,891	4,353	4,798	
賠償責任	2,521	2,937	2,994	3,255	3,619	
運送	1,709	1,915	2,092	2,103	2,280	
保証	1,285	1,722	1,613	1,797	2,173	
土木工事	2,332	3,161	3,146	2,219	2,947	
その他	5,438	3,552	4,095	3,565	3,022	
合計	58,099	63,500	69,012	72,479	79,407	
増率	-	9.3%	8.7%	5.0%	9.6%	

(注) 南アフリカ共和国の通貨であるランド。2013年7月22日現在、1ZARは約10.2円。

(出典：FSB, “Fourteenth Annual Report of the Register of Short-term Insurance 2011”, “Thirteenth Annual Report of the Register of Short-term Insurance 2010”, “Twelfth Annual Report of the Register of Short-term Insurance 2009”, “Eleventh Annual Report of the Register of Short-term Insurance 2008”, “Tenth Annual Report of the Register of Short-term Insurance 2007”をもとに作成)

(2) モロッコ

モロッコは、面積約45万平方キロメートル(わが国の約1.2倍)²⁸、人口約3,253万人(2012年現在)の立憲君主制国家である。主な産業は農業、水産業、鉱業、工業、観光業である²⁹。

モロッコは北部アフリカにおいて最大の保険市場を誇り、アフリカ大陸全体で見ても南アフリカ共和国に次ぎ、2番目の市場である。また、モロッコはアラブ諸国の中でも有数の保険市場である³⁰、とされる。

図表16はモロッコにおける損害保険料の推移である。種目別の内訳は判明しないが、損害保険料収入は毎年増加しており、2012年は前年比約6.2%増の約170億モロッコ・ディラム(約2,006億円)となっている。前記図表10のとおり、モロッコの損害保険

²⁷ FSB, “Annual Report 2012”, p.56

²⁸ モロッコ内の西サハラにあるわが国未承認の「サハラ・アラブ民主共和国」は除く。

²⁹ 外務省ウェブサイト、「モロッコ王国 基礎データ」。

³⁰ S. Hawthorne, “Moroccan charms”, Mena Insurance Review (2012.7.27)

の浸透率は約 1.99%とアフリカ諸国の中では比較的高いが、住宅保険のような財物に関する保険の多くは未発達またはあまり活用されていない³¹、とされている。また、モロッコ政府が保険の浸透率の改善や自然災害補償の強制保険化等を盛り込んだ保険に関するプログラムを 2011 年に導入した³²とされており、引き続き損害保険市場の成長が期待されている。

モロッコの保険監督官庁は経済・財政省 (Ministère des Finances et de la Privatisation) であり、保険に関する法規制としては保険法典 (Code des Assurances) がある。モロッコの規制制度は EU の制度を追随している³³、とされている。保険商品の認可については事前認可制である³⁴。強制保険制度としては、自動車第三者賠償責任保険や労災保険等がある。

経済・財政省のウェブサイトによると、保険会社数は 17 社あり、内訳は損害保険会社が 8 社、生命保険会社が 1 社、生損保兼営が 8 社となっている。モロッコにおいては、保険会社に対する外資の出資規制はなく、アクサ、アリアンツ³⁵、チューリッヒ等の大手保険会社が現地に子会社を設立している。

図表 16 モロッコ保険市場の損害保険料の推移 (2008 年－2012 年) (単位：百万 MAD (注))

	2008 年	2009 年	2010 年	2011 年	2012 年
保険料	13,184	14,155	15,158	16,081	17,020
増率	—	7.4%	7.1%	6.1%	6.2%

(注) モロッコの通貨であるモロッコ・ディラハム。2013 年 7 月 22 日現在、1MAD は約 11.8 円。

(出典：Ministère des Finances et de la Privatisation ウェブサイト、“Informations Economiques / Activités sectorielles / Assurances”をもとに作成)

(3) ナイジェリア

ナイジェリアは、面積約 92 万平方キロメートル (わが国の約 2.5 倍)、人口約 1 億 6,883 万人 (2012 年現在) の連邦共和制国家である。ナイジェリアの人口は、アフリカ内で最も多い。ナイジェリアはアフリカ最大の産油国であり、石油産業が主要産業となっているほか、天然ガス産業、農業も主要な産業となっている。IMF によると、2012 年の GDP は約 2,687 億ドルと、アフリカ内では南アフリカ共和国に次いで 2 位となっている (前記図表 4 参照)。また、IMF によると、2012 年の GDP 成長率は約 6.3% であり、2013 年も約 6.7%と引き続き高い成長が見込まれている。

³¹ S. Hawthorne, “Moroccan charms”, Mena Insurance Review (2012.7.27)

³² S. Hawthorne, “Moroccan charms”, Mena Insurance Review (2012.7.27)

³³ ただし、ソルベンシー II や IFRS4 の導入については慎重な評価を行う予定となっている (Rodney Lester, “Policy Research Working Paper 5608, The Insurance Sector in the Middle East and North Africa, Challenges and Development Agenda” The World Bank Middle East and North Africa Region Financial and Private Sector Development Unit (2011.3), p.24)。

³⁴ AIO, “Annual Review 2011”, p.133

³⁵ アリアンツについては、グループ会社のユーラーヘルメスが子会社を設立しており、信用保険を提供している。

ナイジェリアは西部アフリカにおける最大の保険市場であり、前述のとおりアフリカ内でも3位に位置する。図表17はナイジェリアにおける損害保険料の推移である。2011年の損害保険料は前年比11.7%増の約1,758億ナaira（約1,090億円）となっている。損害保険の中で最も多いのは自動車保険であるが、石油・天然ガスに関する補償³⁶が自動車保険に次いで多いのが大きな特徴となっている。ナイジェリアにおいては、2010年現地調達法（Local Content Act 2010）の規定により、石油、天然ガス関連事業およびその事業に関連する建物等については、70%以上、国内の保険会社で付保しなければならない³⁷、とされており、この法律の制定によりナイジェリアの保険市場の更なる発展が期待されている³⁸。

ナイジェリアの保険監督官庁は国家保険委員会（National Insurance Commission：以下「NAICOM」）である。保険に関する法規制としては、2003年保険法（Insurance Act 2003）や2003年保険規制（Insurance Regulations 2003）等があるほか、NAICOMが保険法を補完するものとして各種通達やガイドライン等を作成している。保険商品の認可については事前認可制である（保険法16条）。

NAICOMのウェブサイトによると、保険会社は再保険会社を含め60社あり、内訳は損害保険会社が31社、生命保険会社が16社、生損保兼営保険会社が11社および再保険会社が2社となっている。保険会社数は2006年には再保険会社を含め108社あったが、2007年にNAICOMが最低資本金の要件を増額したことや金融危機の際にナイジェリア中央銀行（Central Bank of Nigeria）が銀行に対し銀行業務以外については処分するか持株会社形態に移行するかを求めたこと、等により合併や買収が進んだ³⁹、とされる。

強制保険制度としては、自動車第三者賠償責任保険や労災保険のほか、輸入海上貨物、専門職業人賠償責任保険、建築中の建物に関する保険等がある。しかし、強制保険であっても加入率は極めて低く、例えばナイジェリアで登録されている車両は700万台あるにも関わらず、保険が付保されている車両は100万台に満たない⁴⁰、とされる。NAICOMでは、2009年に保険の市場発展・構造改革戦略（Market Development and Restructuring Initiative：MDRI）を策定しており、その取組の一環として強制保険未加入の場合の罰則の強化や消費者教育等に取り組んでいる。前記3.(1).cのとおり、ナイジェリアの損害保険の浸透率は0.62%と極めて低く、NAICOMの取組により、保険市場の更なる発展が期待される。

³⁶ 石油・天然ガスに関する補償は、施設の補償や汚染の賠償責任等を補償する。

³⁷ A.M. Best, “BEST’S SPECIAL REPORT Africa’s Diverse Insurance Markets Offer Growth Opportunities, Untapped Demand” (2013.1.21), p6

³⁸ NAICOM, “2011 Annual Report & Audited Accounts 31st December, 2011”, p.3

³⁹ A.M. Best, “BEST’S SPECIAL REPORT Africa’s Diverse Insurance Markets Offer Growth Opportunities, Untapped Demand” (2013.1.21), p6

⁴⁰ Oxfordbusinessgroup ウェブサイト、 “Economic Update, Nigeria: Insurance sector balances

図表 17 ナイジェリアにおける損害保険料の推移と内訳（2007年-2011年）（単位：百万ナaira（注））

種目	2007年	2008年	2009年	2010年	2011年	損害保険料の内訳（2011年）
自動車	25,771	38,701	43,784	43,926	45,422	
石油・天然ガス	0	19,249	35,065	30,509	37,289	
傷害	16,567	23,208	25,919	27,816	30,707	
火災	11,458	17,455	19,535	24,250	24,990	
海上	10,758	16,510	17,191	21,265	22,589	
労災	992	1,005	895	1,437	1,009	
その他	23,558	10,341	10,738	8,134	13,781	
合計	89,105	126,470	153,127	157,337	175,787	
増率	-	41.9%	21.1%	2.7%	11.7%	

（注）ナイジェリアの通貨。2013年7月22日現在、1ナairaは約0.62円。

（出典：NAICOM ウェブサイト、“Gross Premium (Composite) in Millions of Naira from 2007-2011” をもとに作成）

（4）エジプト

エジプトは、面積約100万平方キロメートル（わが国の約2.6倍）、人口約8,072万人（2012年現在）の北部アフリカに位置する立憲共和制国家である。主な産業は農業、製造業、石油・天然ガス、小売・卸売である⁴¹。2011年のエジプトのGDP成長率は革命の影響により前年の約5.1%から約1.8%へと減少していたものの、2012年は約2.2%へと改善した。ただし、2013年7月に発生したクーデターにより大統領が失脚する等、本稿執筆時の2013年7月現在、エジプト情勢は極めて不安定になっている。

保険の監督官庁はエジプト金融監督局（Egyptian Financial Supervisory Authority：EFSA）である。保険に関する法規制としては、1981年保険監督法（Law No 10 for 1981 for Insurance Supervision and Control in Egypt）⁴²、1981年保険法にかかる規制（Executive regulations for Law No 10 for 1981）、2007年強制保険普及法（Law No 72 of the year 2007 promulgating the law on compulsory insurance）等がある。保険商品の認可については、事前認可制である。強制保険としては、自動車保険、エレベーター保険（Lift insurance）、鉄道保険（Metro & Railway insurance）等がある⁴³。

challenges and potential”（2013.1.24）

⁴¹ 外務省ウェブサイト、「エジプト・アラブ共和国 基礎データ」。

⁴² 1981年保険監督法は、1995年法律番号91（Law No.91/1995）や1998年法律番号156（Law No. 156/1998）等により、改正がなされている（EFSA, “EFSA Insurance Control Role”（2010）, p.6）。

⁴³ AIO, “Annual Review 2011”, p.62

エジプトの保険市場は、アフリカ内で4位に位置し、北部アフリカではモロッコに次ぐ規模である。図表18は、エジプトの損害保険料の推移と内訳である。2010年度の損害保険料は約57億エジプトポンド（約815億円）となっており、損害保険で最も多いのは自動車保険、次いで火災保険となっている。

エジプト金融監督局のアンニュアル・レポート⁴⁴によると、保険会社は27社あり、国営保険会社が2社（生損保1社ずつ）、損害保険会社が13社、生命保険会社が9社、生損保兼営が3社となっている。エジプトにはAIGやアリアンツ等の外国保険会社も進出しているが、エジプトの保険市場は国営の保険会社により支配されている⁴⁵、とされる。

図表18 エジプトの損害保険料の推移と内訳（2007年-2011年）（単位：百万£E^{（注）}）

種目	2006年度	2007年度	2008年度	2009年度	2010年度	損害保険料の内訳（2010年度）
自動車	802	1,256	1,565	1,797	2,051	
火災	422	455	505	634	765	
石油	449	531	596	610	618	
土木工事	423	492	554	657	546	
医療	241	395	419	415	506	
傷害	377	440	474	422	479	
海上貨物	218	286	283	252	269	
航空	199	169	169	193	200	
船舶	103	115	138	142	158	
運送	39	41	48	53	61	
合計	3,274	4,180	4,750	5,174	5,655	
増率	-	27.7%	13.6%	8.9%	9.3%	

（注）エジプトの通貨であるエジプトポンド。2013年7月22日現在、1£Eは約14.3円。

（出典：EFSA, “Annual Report 2010/2011 Insurance Market”をもとに作成）

（5）ケニア

ケニアは、面積約58万平方キロメートル（わが国の約1.5倍）、人口約4,318万人（2012年現在）のアフリカ東部に位置する共和制国家である。ケニアは、コーヒー、茶、園芸作物などの農業生産物を中心とする農業国家である⁴⁶。IMFによると、2012年のケニアのGDP成長率は約4.7%であり、2013年も約5.9%と引き続き高い成長が見込まれている。

ケニアは東部アフリカにおいて最大の保険マーケットであり、アフリカ内でも5位

⁴⁴ EFSA, “Annual Report 2010/2011 Insurance Market”, p.2

⁴⁵ Lloyd’s, “Country Profile Egypt” (2013.5)

⁴⁶ 外務省ウェブサイト、「ケニア共和国 基礎データ」。

に位置する（前記図表 7 参照）。2011 年の損害保険料は前年比約 18.0%増の約 587 億 ケニアシリング（約 675 億円）となっており、損害保険料は高い伸び率で成長している（図表 19 参照）。損害保険の中では、企業用自動車保険が最も多く、次いで個人用自動車保険となっている。企業用と個人用の双方を合わせると自動車保険だけで市場の 45.8%を占めている。

2012 年現在、保険会社は 47 社あり、内訳は損害保険会社が 24 社、生命保険会社が 11 社、生損保兼営会社が 12 社となっている⁴⁷。ケニアの保険会社はケニア国内だけでなく、東部アフリカ地域を中心としてその他のアフリカ諸国へ進出している。例えば、ケニアの大手保険会社である Jubilee 保険（Jubilee Insurance）はウガンダ、タンザニア、ブルンジ、モーリシャスに⁴⁸、UAP 保険（UAP Insurance）はウガンダ、南スーダン、コンゴ民主共和国、ルワンダに⁴⁹それぞれ進出している。

ケニアの保険市場の規制・監督は保険監督局（Insurance Regulatory Authority：以下「IRA」）により行われている。保険に関する法規制としては保険法（Insurance Act Chapter 487）や保険法に関する規制（regulations to Insurance Act）があるほか、IRA が保険法を補完するものとして各種通達やガイドライン等を作成している。保険商品の認可については事前認可制である⁵⁰。強制保険制度としては、自動車第三者人賠償責任保険、労災保険、保険ブローカーの専門職業人賠償責任保険、航空賠償責任保険等がある。

ケニアでは近年、透明性の確保、情報開示、消費者保護等への取組強化により、保険市場への信頼を高め、保険を普及させることを目指している。ケニアにおける保険の浸透率は、前記図表 10 のとおり、損害保険が 2.02%、生損保合算で約 3.05%と他のアフリカ諸国と比べると比較的高い。しかし、ケニアの保険市場は企業や財産市場に焦点が当てられており、大部分の農業等に従事する人々⁵¹に対しては適切に補償が提供されていない⁵²、とされる。

IRA では 2011 年に保険商品、保険金支払、損害調査等に関する各種ガイドラインを作成⁵³したほか、2013 年には顧客に対する公正な対応や契約前の適切な情報提供等

⁴⁷ IRA, “Report of the Insurance Regulatory Authority For the year ended 31st December, 2011” (2013.5.4), p.9

⁴⁸ Jubilee 保険ウェブサイト。Jubilee 保険は 1937 年に設立された生損保兼営の保険会社で、ケニアの損害保険市場では最大手である。

⁴⁹ UAP 保険ウェブサイト。UAP 保険はケニアの損害保険のシェアでは三番手である。なお、UAP 保険は南スーダンに進出した初めての外国保険会社である。なお、南スーダンは 2011 年 7 月にスーダンから独立したが、ケニアの保険規制を取り入れた、とされる（John Njiru, “South Sudan adopts Kenya’s insurance regulatory system”, Daily Nation (2012.8.27)）。

⁵⁰ AIO, “Annual Review 2011”, p.101

⁵¹ ケニアの成年人口の約 87%は農業に従事している（IRA, “The Kenya Microinsurance Policy Framework Paper” (2012.6.1), p.24）。

⁵² IRA, “The Kenya Microinsurance Policy Framework Paper” (2012.6.1), p.3, p.25

⁵³ IRA, “Report of the Insurance Regulatory Authority For the year ended 31st December, 2011” (2013.5.4), p.6

を定めた保険会社の市場行動に関するガイドライン⁵⁴等を作成している。IRA では2011年以降、標準約款の導入を進めている⁵⁵が、標準約款についても契約者の信頼を高め、保険の普及を促進するための取組のひとつである⁵⁶、とされている。また、IRA は2012年6月にマイクロ・インシュアランスの政策資料⁵⁷を作成し、一般の人々に対する教育・啓発、マイクロ・インシュアランスに関する法整備等を実施することとしている。これらの取組により、保険市場の更なる発展が期待される。

また、ケニアでは、リスクベースへの規制へと移行している最中にある⁵⁸。リスクベースへの移行にあたり、アクチュアリーやリスク管理等の専門人材の不足が懸念されることから、IRA では、リスクベースへの移行を支援するため、アクチュアリーの奨学金制度を設立した⁵⁹。

⁵⁴ IRA, “Guideline on Market Conduct for Insurers” (2013.6)

⁵⁵ 2013年7月現在、IRA は14種類（自動車3種類および傷害、賠償責任等の自動車保険以外11種類）の標準約款を作成している（IRA ウェブサイト）。

⁵⁶ IRA, “Circular No. IC, RE & IB 04/2013” (2013.6.24)

⁵⁷ IRA, “The Kenya Microinsurance Policy Framework Paper” (2012.6.1)。同政策資料では、ケニアの成年人口の約87%は農業に従事しており、農業のバリューチェーンを活用することにより、農業に関するマイクロ・インシュアランスが発展するだけでなく、生命保険や医療保険等、その他の保険の広がりも期待される、としている（IRA, “The Kenya Microinsurance Policy Framework Paper” (2012.6.1), p.24）。

⁵⁸ なお、ケニアは東アフリカ共同体（EAC）という地域の経済共同体に参加しており、2013年7月の報道によると、他のEAC諸国と法規制の調和を行うことに合意したとされる（後記5.(1)参照）。

⁵⁹ IRA, “Report of the Insurance Regulatory Authority For the year ended 31st December, 2011” (2013.5.4), p.vii

図表 19 ケニアの損害保険料の推移と内訳 (2007年-2011年) (単位: 百万 KES (注))

種目	2007年	2008年	2009年	2010年	2011年	損害保険料の内訳 (2011年)
航空	257	325	479	529	624	
土木工事	915	1,102	1,132	1,397	1,850	
火災(個人)	620	671	772	865	994	
火災(企業)	3,430	3,954	4,037	4,672	5,399	
賠償責任	732	896	910	1,209	1,259	
海上	1,495	1,577	1,626	2,051	2,317	
自動車(個人)	5,162	6,033	6,773	9,625	11,363	
自動車(企業)	8,229	9,242	9,810	12,976	15,500	
傷害(個人)	6,039	6,487	8,071	2,580	2,611	
盗難	1,583	1,723	1,948	2,193	2,502	
労災	1,566	2,152	3,070	3,394	3,795	
医療	-	-	-	6,864	8,515	
その他	929	1,131	1,254	1,405	1,970	
合計	30,955	35,653	39,882	49,759	58,699	
増率	-	15.2%	11.9%	24.8%	18.0%	

(注) ケニアの通貨であるケニアシリング。2013年7月22日現在、1KESは約1.15円。

(出典: IRA, "Report of the Insurance Regulatory Authority For the year ended 31st December, 2011" (2013.5.4)をもとに作成)

(6) アンゴラ

アンゴラは、面積約125万平方メートル(わが国の約3.3倍)、人口約2,082万人(2012年現在)のアフリカ南部に位置する共和制国家である。アンゴラは、石油、ダイヤモンド等の鉱物資源に恵まれており、特に石油についてはナイジェリアに並びサブサハラ地域最大の石油国である⁶⁰、とされる。また、農業、漁業等の潜在能力も高いとされる⁶¹。IMFによると、2012年のGDP成長率は約8.4%であり、2013年も約6.3%と引き続き高い成長が見込まれている。

アンゴラの保険市場は南部では南アフリカ共和国に次ぐ市場である。アフリカ全体では7番目に位置するが、損害保険のみであれば、南アフリカ共和国、モロッコ、ナイジェリア、アルジェリアに次ぎ5番目の市場となる。2011年の損害保険料は約819億アンゴラクワンザ(約851億円)となっており、損害保険の中で最も多いのは傷害・医療・旅行保険であり、次いで自動車保険となっている(図表20参照)。2009年から2010年にかけて、自動車保険の保険料がほぼ倍になっているが、これは自動車第三者賠償責

⁶⁰ 外務省ウェブサイト、「アンゴラ共和国 基礎データ」。

⁶¹ 外務省ウェブサイト、「アンゴラ共和国 基礎データ」。

任保険が強制保険となったことによるものである⁶²、とされる。

アンゴラの保険市場は 2001 年に自由化され、自由化以降、市場は拡大を続けている⁶³。自由化以前、保険会社数は 1 社のみであった⁶⁴が、2011 年は 11 社⁶⁵となっている。ただし、国営保険会社 2 社によるシェアが大きい⁶⁶、とされる。

監督官庁は財務省の保険監督局 (Ministério das Finanças Instituto de Supervisão de Seguros : ISS) であり、ISS は保険および年金基金の規制・監督を行っている。保険商品の認可については自由である⁶⁷。強制保険制度としては、自動車第三者賠償責任保険のほか労災保険、保険ブローカー・再保険ブローカーの専門職業人賠償責任保険、航空賠償責任保険等がある。

図表 20 アンゴラの損害保険料の推移と内訳 (2009 年-2011 年) (単位: 百万 AOA (注))

種目	2009 年	2010 年	2011 年	損害保険料の内訳 (2011 年)
	保険料	保険料	保険料	
傷害、医療、旅行	13,071	20,071	27,385	
火災・自然災害	7,001	5,985	8,777	
その他の財物への補償	2,589	1,643	3,374	
自動車	10,482	21,219	17,486	
輸送	1,829	5,788	3,631	
石油化学製品	15,015	13,637	13,401	
賠償責任	1,405	3,088	5,951	
その他	143	1,133	1,884	
合計	51,534	72,563	81,889	
増率	-	40.8%	12.9%	

(注) アンゴラの通貨であるアンゴラクワンザ。2013 年 7 月 22 日現在、1AOA は約 1.04 円。

(出典: ISS, “EVOLUÇÃO DO MERCADO DE SEGUROS E FUNDOS DE PENSÕES” (2012.10.25) をもとに作成)

(7) ウガンダ

ウガンダは、面積約 24 万平方キロメートル (わが国の本州と同程度)、人口約 3,635 万人 (2012 年現在) のアフリカ東部に位置する共和制国家である。ウガンダの主要産業は、農業、鉱業 (銅、コバルト、金) および工業 (繊維、タバコ、セメント、砂糖等) である⁶⁸。また、近年石油が発見され、石油の生産も開始された。IMF によると、2012 年のウガンダの GDP 成長率は約 4.7% であり、2013 年も約 5.9% と引き続き高い成長

⁶² KPMG, “Review of the Insurance and Pension Fund Sector in Angola” (2012.4), p16

⁶³ KPMG, “The South Africa Insurance Industry Survey 2012” (2012.8), p54

⁶⁴ KPMG, “Review of the Insurance and Pension Fund Sector in Angola” (2012.4), p15

⁶⁵ ISS, “EVOLUÇÃO DO MERCADO DE SEGUROS E FUNDOS DE PENSÕES” (2012.10.25)

⁶⁶ KPMG, “The South Africa Insurance Industry Survey 2012” (2012.8), p54

⁶⁷ AIO, “Annual Review 2011”, p.27

⁶⁸ 外務省ウェブサイト、「ウガンダ共和国 基礎データ」。

が見込まれている。

ウガンダにおける保険の監督官庁はウガンダ保険監督局（Insurance Regulatory Authority of Uganda : IRA Uganda）である。保険に関する法規制としては、2000年保険法（Insurance Act (Cap 213) Laws of Uganda）、2011年保険（改正）法（Insurance (Amendment) Act 13 of 2011）、2002年保険規制（Insurance Regulations 2002）等があるほか、ウガンダ保険監督局が各種ガイドラインや通達を出している。保険商品の認可については事前認可制である。強制保険制度としては、自動車第三者賠償責任保険、労災保険、保険ブローカーの専門職業人賠償責任保険等がある。

図表 21 はウガンダにおける損害保険料の推移である。損害保険市場は急成長しており、2007年の約1,177億ウガンダシリング（約47億円）から2011年の約2,622億ウガンダシリング（約105億円）へと、5年間にかけて市場は約2.2倍の規模になった。ただし、2011年のウガンダにおける保険の浸透率は0.65%⁶⁹と未だ低い。ウガンダにおける保険に対する潜在的な需要は高いものの、保険の商品やサービスに対する人々の理解不足により実際の需要は低い状況にある⁷⁰、とされる。ウガンダ保険監督局では、このような状況を改善するため、消費者に対する保険の教育・啓発、保険会社等に対するマイクロ・インシュアランスへの参入や市場ニーズに沿った新たな商品開発の奨励、強制保険である自動車第三者賠償責任保険と労災保険への加入遵守の強化等に取り組んでいる⁷¹。

また、2011年保険（改正）法により、契約者保護基金の設立、マイクロ・インシュアランスに関する規制の導入、保険業界の教育に利用するために保険料に課す教育税（Training levy）の導入⁷²、保険会社の再保険キャパシティの拡大および再保険料の国外移転を減らすため国営再保険会社であるウガンダ・リー（Uganda Re）の設立と15%の強制出再制度の導入⁷³等がなされている⁷⁴。

2012年5月現在の保険会社数は22社であり、内訳は損害保険会社が15社、生命保険会社が2社、生損保兼営保険会社が5社となっている⁷⁵。ウガンダにおいては、外国保険会社が多く参入しており、AIGが進出しているほか、ケニアのJubilee保険やUAP保険等も進出している。ウガンダ保険監督局の資料⁷⁶によると、2011年の損害保険では1位Jubilee保険、2位Chartis（AIG）、3位UAP保険となっており、この3社で市場の約51%と過半数を占めている。

⁶⁹ IRA Uganda, “Annual Insurance Market Report, 2011”, p. vi

⁷⁰ IRA Uganda, “Annual Insurance Market Report, 2011”, p.1

⁷¹ IRA Uganda, “Frequently Asked Questions”

⁷² 教育税についてはケニアでも1994年から導入されている。

⁷³ ケニアについても国営の再保険会社であるケニア・リーに対する18%の強制出再制度がある。

⁷⁴ なお、ウガンダは東アフリカ共同体（EAC）という地域の経済共同体に参加しており、2013年7月の報道によると、他のEAC諸国と法規制の調和を行うことに合意したとされる（後記5.(1)参照）。

⁷⁵ IRA Uganda, “List of Licensed Insurance Companies for the year 2012 as of 1st May 2012”

⁷⁶ IRA Uganda, “Annual Insurance Market Report, 2011”, p.48

図表 21 ウガンダの損害保険料の推移と内訳 (2007年-2011年) (単位:百万 USH^(注))

種目	2007年	2008年	2009年	2010年	2011年	損害保険料の内訳 (2011年)
火災	15,992	20,428	27,900	37,966	43,086	<p>損害保険料の内訳 (2011年)</p> <ul style="list-style-type: none"> 自動車, 31.0% 火災, 16.4% 個人傷害, 9.6% 海上・航空, 8.0% 土木工事, 6.9% 労災, 4.4% 賠償責任, 2.7% 盗難, 2.4% 保証, 2.3% その他, 16.3%
海上・航空	10,413	15,191	16,264	16,921	21,034	
自動車	36,692	45,950	56,436	64,695	81,183	
賠償責任	3,672	3,878	4,562	6,532	7,011	
労災	7,507	6,828	8,272	10,784	11,496	
盗難	5,082	6,126	4,865	5,544	6,620	
土木工事	7,586	12,823	14,445	14,217	18,141	
個人傷害	10,693	13,086	17,071	20,879	25,172	
保証	2,119	3,351	4,252	5,749	5,933	
その他	17,961	23,804	27,545	33,058	42,768	
合計	117,715	151,463	181,612	216,345	262,244	
増率	-	28.7%	19.9%	29.12%	21.22%	

(注) ウガンダの通貨であるウガンダシリング。2013年7月22日現在、1USHは約0.04円。

(出典: IRA Uganda, “Annual Insurance Market Report, 2011”をもとに作成)

(8) ルワンダ

ルワンダは、面積約3万平方メートル、人口約1,146万人(2012年現在)のアフリカ東部に位置する共和制国家である。ルワンダでは1994年の大虐殺により、約100万人が犠牲となったが、内戦後、政治のリーダーシップにより情報技術集積産業の集積地として多くの新しい企業が誕生している⁷⁷、とされる。国ごとのビジネス環境を調査した世界銀行の「Doing Business 2013」によると、ルワンダはサブサハラ地域の中でも最もビジネス環境が改善された地域であり、2005年以降の改善率は世界でも第2位である⁷⁸、とされる。IMFによると、2012年のGDP成長率は約7.6%であり、2013年も約7.7%と引き続き高い成長が見込まれている。

ルワンダの保険市場の規制・監督はルワンダの中央銀行であるルワンダ国立銀行(National Bank of Rwanda)により行われている。2009年に新たな保険法(Law n° 52/2008 of 10/09/2008)が施行されたほか、保険会社の免許要件やコーポレートガバナンス等に関する各種規制がある。強制保険としては自動車第三者賠償責任保険がある。

図表 22 はルワンダの保険市場の推移である。生損保の内訳は判明しないが、2012年の保険業界の収入保険料は約773億9,300万ルワンダフラン(約116億円)となり、2011

⁷⁷ 日経ビジネス第1962号「アフリカ灼熱の10億人市場」(2013.5.27), p.36

⁷⁸ World Bank, “Doing Business 2013 Executive Summary”, p.9

年から67%増加した。ルワンダ国立銀行は2020年までに保険の浸透率を10%まで引き上げることを目標としており⁷⁹、ルワンダ国立銀行では消費者への啓発や各種規制等の法的インフラの整備や監督の枠組を強化に取り組んでいる。ルワンダ国立銀行では、これらの取組が市場の発展につながっている⁸⁰、としている。

ルワンダ国立銀行の資料⁸¹によると、2012年末現在の保険会社数は11社で、内訳は損害保険会社が6社、生命保険会社が3社、公営の保険会社が2社となっている。ルワンダでは2009年に施行された保険法により、生損保の兼営は認められなくなった。

図表 22 ルワンダの保険市場の推移（2010年－2012年）（単位：百万FRW^(注)）

	2010年	2011年	2012年
収入保険料	49,738	46,288	77,293
増率	-	▲6.9%	67.0%

(注) ルワンダの通貨であるルワンダフラン。2013年7月22日現在、1FRWは約0.15円。

(出典：National Bank of Rwanda, “Monetary Policy and Financial Stability Statement” (2013.2.15)および“Activities Report January – June 2012” (2012.10)をもとに作成)

5. アフリカ諸国内における連携

アフリカでは、地域内の経済共同体における保険に関する取組や国をまたがる保険関連団体、再保険会社等の設立等、アフリカ諸国内での連携が行われている。本項では、これらについて説明する。

(1) アフリカ諸国内の共同体

アフリカには、アフリカ54カ国・地域が加盟する世界最大級の地域機関であるアフリカ連合(African Union: AU)があり、アフリカ内の統一性・連帯の達成、アフリカの政治的・経済的・社会的統合の加速化、平和・安全保障・安定の推進⁸²等に取り組んでいる。

また、アフリカ連合以外にも、アフリカには地域の経済統合や連携を目指すさまざまな地域の経済共同体がある。これらの共同体の中には、国際自動車保険制度(後記5.4参照)や加盟国間での共通の保険に関する枠組を策定する取組等を行っている共

⁷⁹ National Bank of Rwanda, “Monetary Policy and Financial Stability Statement” (2011.2.24), p.26。ルワンダはビジョン2020(Vision 2020)という2020年までに中間所得国に移行することを目標とした政策を掲げており、保険についても中間所得国における浸透率として10%の目標が掲げられている。

⁸⁰ National Bank of Rwanda, “Monetary Policy and Financial Stability Statement” (2013.2.15), p.6

⁸¹ National Bank of Rwanda, “Monetary Policy and Financial Stability Statement” (2013.2.15), p.35

⁸² 外務省ウェブサイト、「アフリカ連合」。

同体もある。図表 23 はアフリカの主な経済共同体における保険への主な取組である。例えば、19 カ国が参加する東南部アフリカ市場共同体(Common Market For Eastern and Southern Africa : COMESA) では、国際自動車保険制度であるイエローカード制度の運営や地域の再保険会社の設立等を行うほか、加盟国に対し自動車第三者賠償責任保険の導入や農業保険制度の推進に協力して取り組むこと等を求めている。また、5 カ国が参加する東アフリカ共同体 (East African Community : EAC) では、金融に関する法規制の調和に取り組んでおり、2013 年 7 月の報道⁸³によると、加盟国は保険規制の調和のため保険監督者国際機構 (International Association of Insurance Supervisors : IAIS) ⁸⁴が策定している保険基本原則である 26 のコア・プリンシプル (Insurance Core Principle) ⁸⁵に関連する法規制の調和を行うことに合意した、とされる。

図表 23 アフリカにおける主な経済共同体における保険への取組 (主なもの)

経済共同体	設立年、加盟国	主な取組
東南部アフリカ市場共同体 (Common Market For Eastern and Southern Africa : COMESA)	19 カ国 (ザンビア、ジンバブエ、スワジランド、マラウイ、ウガンダ、エチオピア、エリトリア、コモロ、スーダン、セーシェル、ケニア、ジブチ、マダガスカル、モーリシャス、ルワンダ、ブルンジ、コンゴ民主共和国、リビア、エジプト)	<ul style="list-style-type: none"> 国際自動車保険制度 (イエローカード制度) ^(注1) 地域の再保険会社 (Zep Re ^(注2)) の設立 アフリカ貿易保険 (ATI) ^(注3) の設立 また、加盟国に対し、以下を求めている。 <ul style="list-style-type: none"> 自動車第三者賠償責任保険制度の導入 自動車保険および貨物保険に関する最低条件を満たすこと よりよい航空輸送の提供を促進するため、加盟国間で設備の利用、航空機のメンテナンス、訓練施設、燃料の調達、保険制度等に関し共同して取り組むための共同企業体の設立を促進すること 農業の改善を行うためのひとつの手段として農業保険制度等の推進に関し協力して取り組むこと
東アフリカ共同体 (East African Community : EAC)	5 カ国 (ウガンダ、ケニア、タンザニア、ルワンダ、ブルンジ)	保険、銀行、証券等の金融市場の統合を目指し「金融分野発展・地域プロジェクト (Financial Sector Development & Regionalization Project)」を立ち上げており、世界銀行やアフリカ開発銀行 (AfDB) の資金援助のもと、以下に取り組んでいる。 <ul style="list-style-type: none"> 金融に関する法規制の調和 支払や決済システム等の金融インフラの整備
西アフリカ諸国経済共同体 (Economic Community of West African States : ECOWAS)	15 カ国 (ガーナ、カーボヴェルデ、ガンビア、ギニア、シエラレオネ、リベリア、コートジボワール、セネガル、トーゴ、ベナン、ナイジェリア、カメルーン、ガブーン、赤道ギニア)	国際自動車保険制度 (ブラウンカード制度) ^(注1)

⁸³ Making Finance Work for Africa ウェブサイト, “EAC countries harmonise their insurance regulations” (2013.7.2)

⁸⁴ IAIS は、1994 年に設立された保険分野の規制・監督の世界基準の制定等を行う国際機関である。

⁸⁵ IAIS は、世界的に首尾一貫した保険規制・監督を促進させるために、その基準となる各種の原則、基準等を策定しており、それらを取りまとめた 26 の基本原則を中心とする体系に整理したものがコア・プリンシプルである。コア・プリンシプルは、監督者の目的、権限および責任ならびに要件、保険事業者の免許、経営陣の適格性、コーポレート・ガバナンス、リスク管理、資本要件、保険仲介者の要件、業務行為、ディスクロージャー等、各国・地域で保険規制・監督を行うために、実行すべき基本的な事項を定めその基準を示すものである (金田幸二「IAIS の保険規制・監督基準の動向についてー保険グループ規制・監督を中心にしてー」損保総研レポート第 98 号 (損害保険事業総合研究所、2012.1)、p.3)。

経済共同体	設立年、加盟国	主な取組
Community Of West African States : ECOWAS)	エラレオネ、ブルキナファソ、セネガル、トーゴ、ナイジェリア、ギニアビサウ、コートジボアール、ベナン、マリ、リベリア、ニジェール)	
中部アフリカ経済通貨共同体 (Commission de la Communauté Economique et Monétaire de l'Afrique Centrale : CEMAC)	6カ国 (カメルーン、コンゴ共和国、ガボン、赤道ギニア、中央アフリカ共和国、チャド)	国際自動車保険制度 (ピンクカード制度) (注1)
南部アフリカ開発共同体 (Southern African Development Community : SADC)	15カ国 (アンゴラ、ボツワナ、コンゴ民主共和国、レソト、マダガスカル、マラウイ、モーリシャス、モザンビーク、ナミビア、セーシェル、南アフリカ共和国、スワジランド、タンザニア、ザンビア、ジンバブエ)	監督官庁が参加する保険・証券・ノンバンク金融監督者委員会 (Committee of Insurance, Securities and Non-bank Financial Authorities : 以下「CISNA」) が設置されている。CISNA では、域内の市場の発展、自由な市場参加、資本移動、システミックリスクの軽減、契約者保護等を実現できるよう、加盟国間内で調和の取れたリスクベースの規制体制の発展・実施を目指し、取組を行っている。

(注1) 国際自動車保険制度については後記 5.(4)を参照願う。

(注2) Zep Re については後記 5.(3).b.(a)を参照願う。

(注3) アフリカ貿易保険 (ATI) については後記 5.(4).b を参照願う。

(出典：各機関のウェブサイト等をもとに作成)

(2) 保険協会・監督機関

アフリカにおいては、アフリカ諸国の保険監督官庁や保険協会等が参加するアフリカ保険機構 (AIO) が設立されているほか、一部の国では、加盟諸国全体の保険の規制・監督を行う機関や地域の保険協会が設立されている。本項では、これらの保険関連団体について説明する。

a. アフリカ保険機構 (AIO)

アフリカ保険機構 (African Insurance Organisation : 以下「AIO」) は、アフリカにおける保険分野の発展とアフリカ内の協調の促進を目的に、1972年に設立されたアフリカ内で最大の保険関連機関である。AIO はモーリシャスにおいて設立されたが、現在の本部事務局はカメルーンに設置されている。

AIO には、アフリカ諸国の保険協会、保険会社、保険教育機関だけでなく各国の監督官庁⁸⁶も参加しており、AIO のウェブサイトによると、アフリカ 54カ国のうち 46

⁸⁶ ただし、監督官庁については 46カ国すべてに参加しているわけではなく、一部参加していない国もある。

カ国から 343 の機関が会員として参加している。また、アフリカ諸国以外の 7 カ国からも 11 機関が準会員として参加している。

AIO では、保険や再保険に関するさまざまな会議、フォーラム、ワークショップ等を実施するほか、航空保険プール（African Aviation Pool）および石油・天然ガスプール（African Oil & Energy Pool）の 2 つのプール制度の運営⁸⁷を行っている。

また、AIO は下部組織として、保険監督官庁の協会、保険教育機関の協会、巨大災害リスクセンター等を設立している（図表 24 参照）。AIO の活動や下部組織の設立等には、国連貿易開発会議（United Nations Conference on Trade and Development : UNCTAD）や世界銀行等の国際機関が関わるケースがあり、AIO のウェブサイトによると、これらの国際機関との連携は AIO の優先事項のひとつである、とされている。

図表 24 AIO の主な下部組織

組織／委員会	概要
アフリカ保険監督機関協会 (Association of African Insurance Supervisory Authorities : AAISA)	各国の保険の監督官庁が参加する協会。以下を主な目的としており、国連貿易開発会議（UNCTAD）の支援のもと、さまざまなワークショップやセミナーを実施している。 ・各国の保険監督官庁の連携の促進 ・アフリカ大陸内での保険法や監督体制の標準化を行うためのフォーラムの実施 ・各国の人材育成の援助
アフリカ保険教育者協会 (Association of African Insurance Educators and Trainers : AAJET)	各国の保険の教育研修機関が参加する協会。以下を主な目的とする。 ・アフリカにおける保険教育の奨励と推進 ・各国の保険教育機関が研修や教育の必要条件を調査する際の支援 ・交換プログラムの奨励と支援 ・保険に関連する論文や書籍の執筆の奨励と支援 ・各国で実施される教育や教育の内容や概要の調和の推進
アフリカ保険ブローカー協会 (Association of African Insurance Brokers : AAIBA)	アフリカ全体の保険ブローカーの協会。以下を主な目的とする。 ・各国の保険ブローカー協会や保険ブローカーの公共の福祉や利益の保護および促進 ・メンバー間での保険・再保険取引の奨励
アフリカ巨大災害リスクセンター (African Centre for Catastrophe Risks : ACCR)	地震、洪水、干ばつ等の巨大災害リスクに対する保険・再保険の発展およびアフリカにおける巨大災害の防止を目的に、国連貿易開発会議（UNCTAD）および世界銀行の支援のもと設立された機関。

（出典：AIO, “Annual Review 2011” および ACCR ウェブサイト をもとに作成）

b. アフリカ内保険市場評議会（CIMA）

アフリカ内保険市場評議会（Conférence Interafricaine des Marchés d'Assurances⁸⁸：以下「CIMA」）は、1962 年にフランスの旧植民地諸国を中心に設

⁸⁷ 実際の運営は、アフリカ最大の再保険会社であるアフリカ・リーが行っている。アフリカ・リーについては、後記 5.(3).a を参照願う。

⁸⁸ CIMA の英文表記は“Inter-African Conference on Insurance Market”である。

立された組織であり、加盟国全体の保険の規制・監督を行っている⁸⁹。CIMA の本部はガボンに設置されており、西部および中央部アフリカ諸国のうちフランス語圏の国を中心として、図表 25 の 14 カ国が CIMA に加盟している⁹⁰。

CIMA は、保険に係する法規制や保険に関する教育に関し加盟国間の調和を目的として設立されたが、当初はあくまで加盟国間の連携がなされるのみであり、加盟国全体の保険の規制・監督までは行っていなかった。しかし、各加盟国単体では保険市場発展のための対応や適切な規制・監督を行うのが難しく、保険会社の倒産等の問題が発生していたことから、1992 年に CIMA を保険の規制・監督を行う組織とし⁹¹、保険市場の健全な発展と拡大を目指すことの合意がなされた。

CIMA では、加盟国共通の保険に関する法規制として、保険法典（Code des assurances）を作成している。保険法典は 6 分冊からなり、保険会社や保険仲介者に関する規制、保険会社の会計規則、保険契約約款、強制保険⁹²等について規定している。

CIMA は加盟国全体の保険の規制・監督を行う組織として位置付けられているが、実際の規制・監督を行う機関として地域保険監督委員会（Commission Régionale de Contrôle des Assurances : CRCA）と事務総局（Secrétaire Général）が設置されている。CIMA の運営については、加盟国の財務大臣から構成される閣僚理事会（Conseil des Ministres）により決定されており、地域保険監督委員会や事務総局の任命も閣僚理事会により行われている。

CIMA には、下部組織として、保険教育機関である国際保険研究所（Institut International des Assurances : IIA）があり、CIMA 加盟国の保険監督に従事する者や保険会社の社員向けの資格試験や研修等を実施している。また、CIMA の加盟国が中心となり、保険会社の協会であるアフリカ国際保険協会（Fédération des Sociétés d'Assurances de Droit National Africaines : FANAF）⁹³や再保険会社である CICA

⁸⁹ 1962 年の設立当初の名称はアフリカ諸国保険規制国際評議会（Conférence Internationale des Contrôles d'Assurances des Etats Africains : CICA）であり、CICA の本部はフランスのパリに設置されていた。CICA の設立時にはフランスも加盟国となっていたが、1973 年に本部がパリからガボンに移された際にフランスは加盟国からオブザーバーとしての参加となった。現在フランスはオブザーバーとしても参加していない。

⁹⁰ 加盟国のうち、ギニアビサウはフランス語圏ではなく、ポルトガル語圏である。ギニアビサウは 2002 年に CIMA に加盟した。

⁹¹ 1992 年に CICA から CIMA に名称変更がなされた。

⁹² CIMA の保険法典で規定されている強制保険は、自動車第三者賠償責任保険と輸入貨物保険である、とされる（Jean Claude Ngbwa, “Unlocking Growth Through the Insurance Regulatory Framework : The Experience of CIMA” (2011.5.24)）。CIMA の加盟国の中には、これらの強制保険以外にも各国の国内法で他の強制保険制度を設けている国もある。

⁹³ アフリカ国際保険協会（FANAF）は、1976 年 3 月にコートジボアールに設立され、CIMA の加盟国だけでなく、その他の国の保険会社・再保険会社も参加している。FANAF のウェブサイトによると、2013 年 7 月現在、25 カ国のアフリカ諸国（南アフリカ共和国、ベナン、ブルキナファソ、ブルンジ、カメルーン、中央アフリカ共和国、コンゴ共和国、コートジボアール、ガボン、ガーナ、ギニア、赤道ギニア、ケニア、マダガスカル、マリ、モーリタニア、モロッコ、ニジェール、ナイジェリア、ルワンダ、セネガル、シエラレオネ、チャド、トーゴ、チュニジア）および中東のバーレーンの計 26 カ国から 179 の保険

Re（後記 5.(3).b.(b)参照）等が設立されている。

図表 25 CIMA の加盟国（14 カ国）

地域	国名
西部	ブルキナファソ、セネガル、トーゴ、ギニアビサウ、コートジボアール、ベナン、マリ、ニジェール
中部	ガボン、カメルーン、コンゴ共和国、赤道ギニア、チャド、中央アフリカ共和国

（出典：CIMA ウェブサイトをもとに作成）

c. 西アフリカ保険協会

西アフリカ保険協会（West African Insurance Companies Association：以下「WAICA」）は、西部アフリカ諸国のうち、英語を使用しているナイジェリア、ガーナ、ガンビア、シエラレオネおよびリベリアの 5 カ国の保険協会により、1973 年 5 月にガーナに設立された。

WAICA のウェブサイトによると、会員保険会社（生命保険会社や再保険会社を含む）は 76 社となっており、西部アフリカの 5 カ国の保険会社⁹⁴以外にもスイス再保険（Swiss Re）およびイギリスの再保険ブローカー 1 社⁹⁵も会員となっている。

WAICA は、加盟国における保険市場の発展、加盟国間の取引の奨励のほか、保険教育の提供や地域の再保険会社の設立等を目的に設立された。WAICA では、保険に携わる人材を育成するため、西部アフリカ保険学校（West Africa Insurance Institute：WAI）を加盟国 5 カ国の政府および国連貿易開発会議（UNCTAD）の支援のもと 1991 年に設立した。また、WAICA では地域の再保険会社設立に向け再保険プールを運営していたが、2011 年にその再保険プールを WAICA リー（WAICA Reinsurance Corporation）という再保険会社として設立した。

(3) 再保険会社

アフリカにおいては、地域の保険会社の引受キャパシティの増加、保険料の域外への流出防止、地域経済の発展等を目的として、アフリカ諸国が連携し再保険会社の設立がなされている。本項では、これらの再保険会社等を紹介する。

a. アフリカ・リー

アフリカ・リー（African Reinsurance Corporation：Africa Re）は、1976 年 2 月にカメルーンで設立された再保険会社であり、アフリカ内で最大の再保険会社である。

会社・再保険会社が FANAF に加入している。

⁹⁴ 5 カ国の会員保険会社数の内訳はナイジェリア 29 社、ガーナ 25 社、ガンビア 7 社、シエラレオネ 7 社、リベリア 6 社の計 74 社となっている。

⁹⁵ イギリスの再保険ブローカーである CK Re が会員となっている。CK Re のウェブサイトによると、CK Re はアフリカ全土で 100 社超と取引を行っている。

アフリカ・リーの本社は現在ナイジェリアに設置されており、このほかアフリカの 6 カ所に支社がある。また、アフリカ・リーの子会社としてリタカフルの取り扱うアフリカ・タカフル再保険会社 (African Takaful Reinsurance Company) がエジプトにある。

アフリカ・リーは、再保険料として外貨がアフリカ以外の地域に流出することを防止することを目的に、アフリカ連合 (AU) の前身であるアフリカ統一機構 (Organization of African Unity : OAU) の加盟国 36 カ国とアフリカ開発銀行 (African Development Bank : AfDB) により設立された。アフリカ・リーの 2012 年のアニュアルレポートによると、現在はアフリカ連合諸国のうちの 41 カ国 (図表 26 参照) が会員となっており、会員諸国、アフリカ開発銀行 (AfDB) およびアフリカの 101 社の保険会社・再保険会社がアフリカ・リーの株主となっている。

アフリカ・リーは会員諸国に対する強制出再制度を設立当初から設けており、会員諸国に所属するすべての保険会社は、アフリカ・リーに対し 5%を出再しなければならない⁹⁶。ただし、アフリカ・リーの収入に占める強制出再部分の収入の割合は年々減少している。アフリカ・リー2012年アニュアルレポートによると、アフリカ・リーは国際的な再保険会社としての認知を高めており、収入に占める強制出保の割合は、10年前は 18.57%であったが、2012年度は 9.40%にまで減少している、とされる⁹⁷。なお、アフリカ・リーの収入保険料の推移は図表 27 のとおりである。

図表 26 アフリカ・リーの会員諸国 (41 カ国)

地域	国名
北部	アルジェリア、エジプト、チュニジア、モロッコ、リビア
東部	ウガンダ、エチオピア、エリトリア、スーダン、セーシェル、ソマリア、ケニア、タンザニア、マダガスカル、モーリシャス、ルワンダ
西部	ガーナ、ガンビア、ギニア、シエラレオネ、ブルキナファソ、セネガル、トーゴ、ナイジェリア、ギニアビサウ、コートジボアール、ベナン、マリ、モーリタニア、リベリア、ニジェール
中部	ガボン、カメルーン、コンゴ共和国、コンゴ民主共和国、チャド、中央アフリカ共和国、ブルンジ
南部	アンゴラ、ザンビア、スワジランド

(出典 : Africa Re ウェブサイトをもとに作成)

図表 27 アフリカ・リーの収入保険料の推移 (2008 年—2012 年) (単位 : 千ドル)

	2008 年	2009 年	2010 年	2011 年	2012 年
収入保険料	401,041	536,382	627,532	631,490	649,980

(出典 : Africa Re, “Annual Report & Accounts 2012” (2012.6)をもとに作成)

⁹⁶ アフリカ・リーへの強制出再割合は、アフリカ・リーの設立時から 5%とされている。

⁹⁷ Africa Re, “Annual Report & Accounts 2012” (2013.6), p16

b. 地域の再保険会社

前述のアフリカ・リー以外にも、地域の周辺諸国が連携し、再保険会社の設立がなされている。本項では、地域の再保険会社について紹介する。

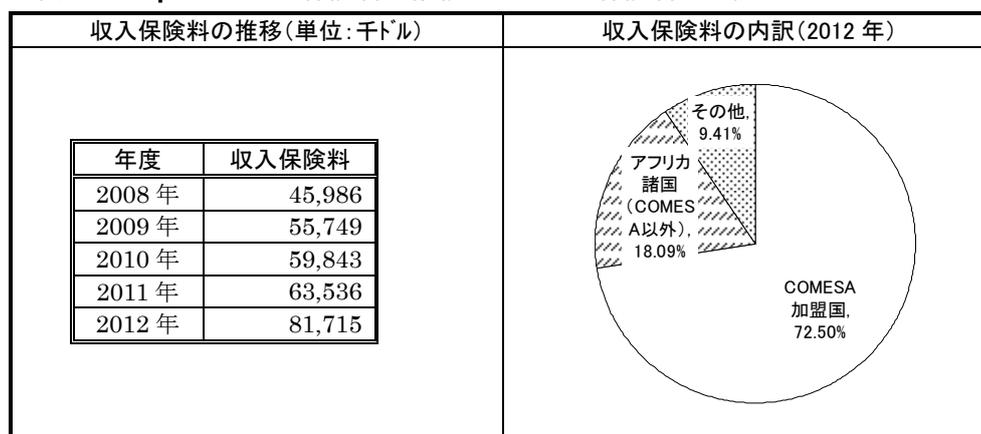
(a) Zep Re

Zep Re は、東南部アフリカ市場共同体（COMESA）に参加する国・地域の合意により、特惠貿易地域⁹⁸の再保険会社（Preferential Trade Area Re-Insurance Company : PTA Re-Insurance Company）として 1992 年 9 月にケニアに設立された。ケニアに本社があるほか、カメルーン、ザンビア、ジンバブエに支社がある。Zep Re は通常の再保険以外にリタカフルも取り扱っており、リタカフルを扱う支社はスーダンにある。また、Zep Re は COMESA が運営しているイエローカード制度の再保険プールの運営も行っている。

Zep Re は、COMESA 地域の保険・再保険業界の発展の促進、COMESA 地域・加盟国における引受能力・保有能力の拡大および地域の経済的発展を目的に設立された。Zep Re には会員国に対する強制出再制度があり、会員国に所属するすべての保険会社は、Zep Re に対し 10%を出再しなければならない。図表 28 は、Zep Re の収入保険料の推移および収入保険料の内訳であるが、収入に占める COMESA 加盟国の割合は約 72.5%と極めて高い。収入保険料は年々増加しており、2012 年の保険料は 2008 年と比べ約 1.8 倍増加している。

Zep Re は、世界規模の再保険会社となることを目指しており、またアフリカ大陸全体で保険へのニーズが高まっていることから、Zep Re の引受能力を強化するため、2011 年 2 月にアフリカ開発銀行（AfDB）が株式の 15%を取得した⁹⁹。

図表 28 Zep Re の収入保険料の推移および収入保険料の内訳



(出典：Zep Re, “Annual Report & Financial Statements 2012”をもとに作成)

⁹⁸ 特惠貿易地域とは、特定の国の製品に対し優遇的な扱いを与える貿易ブロックのことである。

⁹⁹ AfDB ウェブサイト、“AfDB Approves USD 9 Million Equity Investment in Zep-Re Kenya”

(b) CICA Re

CICA Re は、14 カ国の保険の規制・監督機関である CIMA（前記 5.(2).b 参照）の加盟国が中心となり 1982 年に設立された再保険会社である¹⁰⁰。現在の CIMA 加盟国 14 カ国のうち、CICA Re 設立時の加盟国であった 12 カ国（ブルキナファソ、セネガル、トーゴ、コートジボアール、ベナン、マリ、ニジェール、ガボン、カメルーン、コンゴ共和国、チャド、中央アフリカ共和国）が CICA Re に加盟している。CICA Re は加盟国の保険会社に対し、15%の強制出再制度を設けている¹⁰¹。

CICA Re 設立の目的は、再保険料の域外流出防止にある。前述のとおりアフリカにおいてはアフリカ・リーが再保険料の域外流出防止を目的に 1976 年に設立されているが、CICA Re の加盟国では獲得した保険料の多くが再保険料として先進国に流出しており、地域の再保険会社を設立することで保険料の域外流出防止を更に強化することとなった¹⁰²。

(c) WAICA Re

WAICA・リー（WAICA Reinsurance Corporation、以下「WAICA Re」）は、西アフリカ保険協会（WAICA、前記 5.(2).c 参照）により 2011 年 3 月にシエラレオネに設立された再保険会社である。

西アフリカ保険協会（WAICA）が設立された 1973 年当時、西部アフリカの保険市場においては、再保険のキャパシティ不足に悩まされており、地域の再保険会社を設立することが業界の悲願であった。そこで、保険協会では再保険会社設立に向けた取組として、再保険プールの運営を長年行ってきたが、2011 年に遂に再保険会社として立ち上げた。

(4) その他の組織

保険協会・監督機関や再保険会社等のほか、アフリカにおいては 2014 年に天候保険制度を運営するための機関の設立が予定されている。また、複数の国にまたがり貿易保険等を提供している機関もある。本項ではこれらについて説明する。

a. アフリカ・リスク・キャパシティ

アフリカ・リスク・キャパシティ（African Risk Capacity : 以下「ARC」）は、アフリカ全体の天候保険制度を運営するため、2014 年に設立が予定されている組織

(2011.2.25)

¹⁰⁰ 前記脚注 91 のとおり、CIMA は 1992 年に CICA から CIMA に名称変更がなされている。CICA Re は CIMA の名称変更以前に設立されたため、CICA Re という名称になっている。

¹⁰¹ 12 カ国以外の保険会社についても、CICA Re に対し任意に出再を行うことができる。

¹⁰² CICA Re ウェブサイト。

である。ARC の設立は、2012 年 7 月に実施されたアフリカ連合 (AU) の会議において決定され、アフリカ連合諸国のうち 21 カ国¹⁰³が設立に調印している。

アフリカでは過去より度々深刻な干ばつ被害に見舞われており、2009 年に発生した干ばつでは、国際連合 (United Nation : UN) の食糧支援機関である世界食糧計画 (World Food Programme : WFP、以下「国連 WFP」) によりサブサハラ地域の約 5,300 万人の人々に対し約 25 億ドルの援助がなされた¹⁰⁴。アフリカ連合諸国が干ばつ被害から復旧し、また干ばつ被害への対応を行うことができるよう ARC 設立が決定された。

ARC の天候保険制度は、保険プールを利用した制度となる予定である。ARC の加盟国で引受されたリスクは一定条件のもと ARC の運営する保険プールに移転され、支払条件に該当する場合は、保険プールから加盟国に支払がなされる。ARC のウェブサイトによると、複数国が保険プールに参加することにより、リスク分散がなされ、1 カ国で運営するよりも資金が少なくて済む、とされる。

ARC の天候保険制度に参加するにあたり、加盟国はコンティンジェンシープラン (緊急時対応計画) の策定が求められる。ARC では、深刻な干ばつが発生した際の被害額の予測や支払額の計算等を行うため、国連 WFP により開発された天気観測用の人工衛星のデータを利用したソフトウェア (Africa Risk View : ARV) が導入されており、加盟国はこのソフトウェアを利用し、自国でどの地域でどの程度の被害が発生し、どの程度の資金が必要になるのか等を把握し、コンティンジェンシープランを策定したうえで、ARC の保険プールにリスク移転する条件を決定する。このような仕組みとすることで、補償を提供するだけでなく、災害が発生した際の加盟国政府の早期の対応を促している。

b. アフリカ貿易保険 (ATI)

アフリカ貿易保険 (African Trade Insurance Agency : ATI) は、輸出信用保険 (export credit insurance)、非常危険保険 (political risk insurance)、投資保険 (investment insurance) 等、アフリカにおけるビジネスリスクと費用を補償する保険を提供している¹⁰⁵。

1990 年代後半、多くのアフリカ諸国では、輸出保険や非常危険保険は入手できない、あるいは入手できたとしても非常に保険料が高かった。しかし各国の貿易や投

¹⁰³ ブルキナファソ、ブルンジ、中央アフリカ共和国、チャド、コンゴ共和国、ジブチ、ガンビア、ギニア、リベリア、リビア、マラウィ、ルワンダ、サハラ・アラブ民主共和国 (わが国未承認)、セネガル、トーゴ、ジンバブエ、ケニア、モーリタニア、コートジボアールの 21 カ国が設立に調印している (ARC ウェブサイト)。

¹⁰⁴ ARC ウェブサイト。なお、2009 年のサブサハラ地域に対する援助額は、国連 WFP が 2009 年に実施した援助全体の約 63%に達した。

¹⁰⁵ ATI の売上げの 85%が非常危険保険、15%が信用保険である、とされる (AIO, “Annual Review 2011”, p.102)。

資額は非常に少なく、各国単体でこれらの保険を提供する国営の保険会社を設立することは難しかった。このような状況のなか、ATI は 2001 年に世界銀行とアフリカの 7 カ国の支援のもと、東南部アフリカ市場共同体（COMESA）により設立された。アフリカ貿易保険のウェブサイトによると、ベナン、ブルンジ、コンゴ民主共和国、ケニア、マダガスカル、マラウィ、ルワンダ、タンザニア、ウガンダおよびザンビアの 10 カ国で営業している。

(5) 国際自動車保険制度

外国で登録された自動車が国境を越えた場合の第三者賠償責任を補償する国際自動車保険制度として、EU 加盟諸国を中心としたグリーンカード制度があるが、アフリカにおいてもイエロー、ブラウン、ピンク、オレンジの 4 種類の国際自動車保険制度が展開されている。各制度の加盟国については、図表 29 を参照願う。

図表 29 アフリカにおける国際自動車保険制度

制度	加盟国
イエローカード	東南部アフリカ市場共同体（COMESA）の加盟国を中心として利用されており、13 カ国（ブルンジ、コンゴ民主共和国、ジブチ、エリトリア、エチオピア、ケニア、マラウィ、ルワンダ、スーダン、タンザニア、ウガンダ、ザンビア、ジンバブエ）が加盟。
ブラウンカード	西アフリカ諸国経済共同体（ECOWAS）の加盟国（15 カ国）のうち島国であるカーボヴェルデを除く 14 カ国（ベナン、ブルキナファソ、ガンビア、ガーナ、ギニア、ギニアビサウ、コートジボアール、リベリア、マリ、ニジェール、ナイジェリア、セネガル、シエラレオネ、トーゴ）が加盟。
ピンクカード	中部アフリカ経済通貨共同体（CEMAC）の 6 カ国（カメルーン、コンゴ共和国、ガボン、赤道ギニア、中央アフリカ共和国、チャド）が加盟。
オレンジカード	アラブ連盟（League of Arab States : AL）の加盟国を中心として中東および北部アフリカで利用されており、北部アフリカの 5 カ国（アルジェリア、エジプト、チュニジア ^(注) 、モロッコ ^(注) 、リビア）はすべて加盟。

(注) チュニジアおよびモロッコは EU を中心としたグリーンカード制度にも参加している。

(出典：各種資料をもとに作成)

6. おわりに

世界の損害保険市場に占めるアフリカ損害保険市場のシェアは、現在約 1.1%と世界の他の地域と比べると規模が小さいが、アフリカの主要国における損害保険市場は近年の経済成長に伴い軒並み成長している。アフリカの損害保険市場は、今後の人口増加や経済成長に伴い更に成長する、と予測されている。

多くのアフリカ諸国においては、監督官庁や強制保険制度等、保険市場に関する一定の枠組は既に構築されているが、例えばナイジェリアやウガンダのように強制保険制度が未だ機能していない国もあり、消費者への啓発や強制保険の加入強化等の取組が行われている。

従来、アフリカの保険規制の枠組は概して弱いものであったが、近年は最低資本金の見直し、リスクベースの規制への移行、消費者保護の強化等、近代化に向けた取組が行われている。また、貧しい人々に対するマイクロ・インシュアランスの導入やマイクロ・インシュアランスに関する法規制の整備が進められている状況にある。アフリカの損害保険の浸透率は全般的にまだ低く、これらの取組により多くの消費者の保険市場への信頼、関心が高まれば、損害保険市場の発展が更に加速するものと考えられる。

アフリカにおいては政治や経済の安定や治安等に不安はあるものの、前述のとおり保険市場は成長基調にあり、法整備への取組も進められている。リスク分散の観点からもアジア諸国だけでなく、アフリカ諸国も今後魅力的な市場になる可能性があるのではないかとと思われる。

アフリカ内では保険の法規制の調和、再保険のキャパシティの確保、知識の共有等、各国間でさまざまな連携が行われている。アフリカ市場への進出について検討する際には、各国における市場の成長性や規制の枠組に加えて、これらの各国間の連携も考慮に入れる必要がある、と考えられる。

本稿が、アフリカの保険市場を理解する一助になれば幸いである。

参考図表 アフリカ諸国の保険監督官庁、保険会社数、強制保険

地方 (注 1)	国/地域	監督官庁	保険会社数 ^(注2)	強制保険(主なもの)
北部	アルジェリア	財務省 (Ministère des Finances)	10 社	不明
	エジプト	エジプト金融監督局 (Egyptian Financial Supervisory Authority)	27 社 (国営 2、損保 13、 生保 9、兼営 3)	・自動車保険 ・エレベーター保険 ・鉄道保険
	チュニジア	財務省内の損害保険委員会 (Comité Général des Assurances faisant partie du Ministère des Finances)	118 社	・自動車第三者賠償責任保険 ・火災保険 ・運送保険 ・建設工事保険
	モロッコ ^(注3)	経済・財務省 (Ministère des Finances et de la Privatisation)	17 社 (損保 8、生保 1、 兼営 8)	・自動車第三者賠償責任保険 ・労災保険
	リビア	保険規制監督局 (Insurance Supervision and Controlling Authority)	7 社	不明
東部	ウガンダ	ウガンダ保険委員会 (Uganda Insurance Commission)	21 社	・自動車第三者賠償責任保険 ・労災保険 ・保険ブローカーの専門職業人賠償責任保険
	エチオピア	エチオピア国立銀行 (National Bank of Ethiopia)	13 社	・自動車第三者賠償責任保険
	エリトリア	エリトリア銀行 (Bank of Eritrea)	8 社	・自動車第三者賠償責任保険
	コモロ	不明	不明	不明
	スーダン	保険監督局 (Insurance Supervisory Authority)	14 社	・第三者賠償責任保険
	南スーダン	不明	不明	不明
	セーシェル	保険局 (Insurance Authority)	4 社	・自動車第三者賠償責任保険
	ソマリア	不明	不明	不明
	ケニア	保険監督局 (Insurance Regulatory Authority : IRA)	47 社 (損保 24、生保 11、 兼営 12)	・自動車第三者賠償責任保険 ・労災保険 ・保険ブローカーの専門職業人賠償責任保険 ・航空賠償責任保険
	ジブチ	財務省 (Ministry of Economy, Finance & Planning in charge of Privatization)	2 社	・自動車第三者賠償責任保険 ・輸入貨物保険
	タンザニア	タンザニア保険規制局 (Tanzania Insurance Regulatory Authority)	24 社	・自動車第三者賠償責任保険 ・労災保険 ・保険ブローカーの専門職業人賠償責任保険
	マダガスカル	財務・予算省 (Ministère des Finances et du Budget)	5 社	・自動車第三者賠償責任保険
	モーリシャス	金融サービス委員会 (Financial Services Commission)	29 社 (生保 15、損保 14)	・自動車第三者賠償責任保険 ・保険ブローカーの専門職業人賠償責任保険 ・労災保険
ルワンダ	ルワンダ国立銀行 (National Bank of Rwanda)	11 社 (損保 6、生保 3、 公営 2)	・自動車第三者賠償責任保険	

地方 (注 1)	国/地域	監督官庁	保険会社数 ^(注2)	強制保険(主なもの)
西部	ガーナ	国家保険委員会 (National Insurance Commission)	43 社 (損保 25、生保 18)	・自動車保険 ・公的な建物の火災保険 ・保険ブローカーの専門職業 人賠償責任保険
	カーボヴェル デ	中央銀行 (Banco Central – BCV)	2 社	不明
	ガンビア	ガンビア中央銀行 (Central Bank of Gambia)	11 社	・自動車第三者賠償責任保険
	ギニア	ギニア共和国中央銀行 (Banque Centrale de la République de Guinée)	4 社	・自動車第三者賠償責任保険 ・貯油所 (depots)、石油・化 学製品販売所の火災保険
	シエラレオネ	シエラレオネ保険委員会 (Sierra Leone Insurance Commission)	8 社 (損保 3、 生損保兼営 5)	・自動車第三者賠償責任保険
	ブルキナファ ン	CIMA	10 社	・自動車第三者賠償責任保険 ・輸入貨物保険
	セネガル	CIMA	22 社	・自動車第三者賠償責任保険 ・輸入海上貨物保険
	トーゴ	CIMA	12 社	・自動車第三者賠償責任保険
	ナイジェリア	国家保険委員会 (National Insurance Commission)	58 社 (損保 31、生保 16、 兼営 11)	・自動車第三者賠償責任保険 ・労災保険 ・輸入海上貨物 ・専門職業人賠償責任保険
	ギニアビサウ	CIMA	不明	・自動車第三者賠償責任保険
	コート ジボアール	CIMA	31 社	・自動車第三者賠償責任保険 ・輸入貨物保険
	ベナン	CIMA	13 社	・自動車第三者賠償責任保険 ・輸入貨物保険 ・保険ブローカーの専門職業 人賠償責任保険
	マリ	CIMA	7 社	・自動車第三者賠償責任保険 ・運送保険
	モーリタニア	Le Ministère du Commerce	不明	不明
	リベリア	リベリア中央銀行 (Central Bank of Liberia)	24 社	・自動車第三者賠償責任保険
	中部	ニジェール	CIMA	不明
ガボン		CIMA	8 社	・自動車第三者賠償責任保険、
カメルーン		CIMA	24 社	・自動車保険 ・輸入海上貨物保険
コンゴ共和国		CIMA	不明	・自動車第三者賠償責任保険 ・輸入貨物保険 ・建設業者用保険
コンゴ 民主共和国		不明	1 社	不明
サントメ・ プリンシペ		中央銀行 (Le Banque centrale)	2 社	不明
赤道ギニア		CIMA	不明	・自動車第三者賠償責任保険
チャド		CIMA	2 社	・自動車第三者賠償責任保険 ・組立保険 ・運送保険
中央アフリカ 共和国		CIMA	不明	・自動車第三者賠償責任保険
ブルンジ		不明	5 社	不明

地方 (注 1)	国/地域	監督官庁	保険会社数 ^(注2)	強制保険(主なもの)
南部	アンゴラ	保険監督局 (Ministério das Finanças Instituto de Supervisão de Seguros : ISS)	11 社	・自動車第三者賠償責任保険 ・労災保険 ・保険ブローカー・再保険ブローカーの専門職業人賠償責任保険、 ・航空賠償責任保険
	ザンビア	年金保険局 (Pension and Insurance Authority)	14 社	・自動車第三者賠償責任保険 ・労災保険 ・保険ブローカーの専門職業人賠償責任保険
	ジンバブエ	保険年金委員会 (Insurance and Pension Commission)	34 社	・自動車第三者賠償責任保険 ・労災保険 ・保険ブローカーの専門職業人賠償責任保険
	スワジランド	保険・年金基金登録局 (Office of the Registrar of Insurance and Retirement funds)	9 社 (国営 1、損保 3、生保 5)	不明
	ナミビア	ナミビア金融機関監督局 (Namibian Financial Institutions Authority)	16 社	・自動車第三者賠償責任保険 ・労災保険 ・保険ブローカーの専門職業人賠償責任保険
	マラウイ	マラウイ準備銀行 (Reserve Bank of Malawi)	12 社	・自動車第三者賠償責任保険 ・労災保険 ・保険ブローカーの専門職業人賠償責任保険
	ボツワナ	ノンバンク金融機関規制局 (Non-Bank Financial Institutions Regulatory Authority)	16 社	・自動車第三者賠償責任保険 ・労災保険 ・保険ブローカーの専門職業人賠償責任保険 ・航空賠償責任保険
	モザンビーク	損害保険監査局 (Inspeção Geral de Seguros)	不明	・自動車第三者賠償責任保険 ・労災保険 ・保険ブローカーの専門職業人賠償責任保険
	レソト	レソト中央銀行 (Central Bank of Lesotho)	5 社	・保険ブローカーに対する専門職業人賠償責任保険
	南アフリカ共和国	金融サービス理事会 (FSB)	178 社 (損保 98、生保 80)	・自動車第三者賠償責任保険 ・労災保険

(注1) 地方の分類についてはアフリカ連合 (AU) の分類基準に基づく。

(注2) 生損保合算の保険会社数。() 内は内訳。

(注3) モロッコの一部地域は「サハラ・アラブ民主共和国 (Sahrawi Arab Democratic Republic)」としてアフリカ連合に加盟しているが、わが国では「サハラ・アラブ民主共和国」は未承認となっているため、本表には含めていない。なお、モロッコはアフリカ連合に非加盟である。

(出典：各種資料 をもとに作成)

<参考資料>

- ・ 外務省「2012年度 政府開発援助（ODA）白書 日本の国際協力」（2013.3）
- ・ 金田幸二「IAIS の保険規制・監督基準の動向について－保険グループ規制・監督を中心に－」損保総研レポート第98号（損害保険事業総合研究所、2012.1）
- ・ 日経ビジネス第1962号「アフリカ灼熱の10億人市場」（2013.5.27）
- ・ 森田芳樹『イスラム社会の保険「タカフル」－その概念と仕組み－』損保総研レポート第78号（損害保険事業総合研究所、2006.12）
- ・ African Insurance Organisation(AIO), “Annual Review 2011”
- ・ Africa Re, “Annual Report & Accounts 2012” (2013.6)
- ・ A.M. Best, “BEST’S SPECIAL REPORT Africa’s Diverse Insurance Markets Offer Growth Opportunities, Untapped Demand” (2013.1.21)
- ・ Cynthia Ang, “A New El Darado, - Africa draws”, Asian Insurance Review (2013.6)
- ・ Egyptian Financial Supervisory Authority (EFSA), “EFSA Insurance Control Role” (2010)
- ・ EFSA, “Annual Report 2010/2011 Insurance Market”
- ・ Ernst & Young, “The World Takaful Report” (2012.4)
- ・ Financial Services Board (FSB), “Annual Report 2012”
- ・ FSB, “Fourteenth Annual Report of the Register of Short-term Insurance 2011”
- ・ FSB, “Thirteenth Annual Report of the Register of Short-term Insurance 2010”
- ・ FSB, “Twelfth Annual Report of the Register of Short-term Insurance 2009”
- ・ FSB, “Eleventh Annual Report of the Register of Short-term Insurance 2008”
- ・ FSB, “Tenth Annual Report of the Register of Short-term Insurance 2007”
- ・ Ministério das Finanças Instituto de Supervisão de Seguros (ISS), “EVOLUÇÃO DO MERCADO DE SEGUROS E FUNDOS DE PENSÕES” (2012.10.25)
- ・ IMF, “World Economic Outlook Database, April 2013”
- ・ Insurance Regulatory Authority(IRA), “Report of the Insurance Regulatory Authority For the year ended 31st December, 2011” (2013.5.4)
- ・ IRA, “Circular No. IC, RE & IB 04/2013” (2013.6.24)
- ・ IRA, “The Kenya Microinsurance Policy Framework Paper” (2012.6.1)
- ・ IRA, “Guideline on Market Conduct for Insurers” (2013.6)
- ・ Insurance Regulatory Authority of Uganda (IRA Uganda), “Annual Insurance Market Report, 2011”
- ・ IRA Uganda, “Frequently Asked Questions”
- ・ IRA Uganda, “List of Licensed Insurance Companies for the year 2012 as of 1st May 2012”
- ・ Jean Claude Ngbwa, “Unlocking Growth Through the Insurance Regulatory Framework : The Experience of CIMA” (2011.5.24)
- ・ John Njiru, “South Sudan adopts Kenya’s insurance regulatory system”, Daily Nation (2012.8.27)
- ・ KPMG, “Review of the Insurance and Pension Fund Sector in Angola” (2012.4)
- ・ KPMG, “The South African Insurance Industry Survey 2012” (2012.8)

- ・ Lloyd's, "Country Profile Egypt" (2013.5)
- ・ Making Finance Work for Africa, Munich Re Foundation "The Landscape of Microinsurance in Africa 2012" (2013)
- ・ National Bank of Rwanda, "Monetary Policy and Financial Stability Statement" (2013.2.15)
- ・ National Bank of Rwanda, "Activities Report January – June 2012" (2012.10)
- ・ National Bank of Rwanda, "Monetary Policy and Financial Stability Statement" (2011.2.24)
- ・ National Insurance Commission (NAICOM), "2011 Annual Report & Audited Accounts 31st December, 2011"
- ・ Rodney Lester, "Policy Research Working Paper 5608, The Insurance Sector in the Middle East and North Africa, Challenges and Development Agenda" The World Bank Middle East and North Africa Region Financial and Private Sector Development Unit (2011.3)
- ・ Swiss Re, "sigma No3/2012 World insurance in 2012 Progressing on the long and winding road to recovery" (2013.6)
- ・ S. Hawthorne, "Moroccan charms", Mena Insurance Review (2012.7.27)
- ・ Thorsten Beck, Samuel Munzele Maimbo, Issa Faye, Thouraya Triki, "Financing Africa, Through the Crisis and Beyond", The International Bank for Reconstruction and Development/ The World Bank (2011)
- ・ United Nations, Department of Economic and Social Affairs, "World Population Prospects, the 2012 Revision"
- ・ World Bank, "Doing Business 2013"
- ・ World Bank, "AFRICA SOCIAL PROTECTION POLICY BRIEFS "(2012.12)
- ・ Zep Re, "Annual Report & Financial Statements 2012"

<参考サイト>

- ・ アフリカ開発銀行 (AfDB) ウェブサイト <http://www.afdb.org/>
- ・ アフリカ国際保険協会 (FANAF) ウェブサイト <http://www.fanaf.org/>
- ・ アフリカ保険協会 (AIO) ウェブサイト <http://www.african-insurance.org/index.php>
- ・ アフリカ内保険市場評議会 (CIMA) ウェブサイト <http://cima-afrique.org/>
- ・ アンゴラ保険監督局 (ISS) ウェブサイト <http://www.iss.gv.ao/>
- ・ ウガンダ保険監督局 (IRA Uganda) ウェブサイト <http://www.ira.go.ug/>
- ・ エジプト金融監督局 (EFSA) ウェブサイト <http://www.efsa.gov.eg/>
- ・ 外務省ウェブサイト <http://www.mofa.go.jp/mofaj/>
- ・ ケニア保険監督局 (IRA) ウェブサイト <http://www.ira.go.ke/>
- ・ シエラレオネ保険委員会ウェブサイト <http://www.slicom.gov.sl/>
- ・ 世界銀行ウェブサイト <http://www.worldbank.org/>
- ・ 世界銀行 Doing Business ウェブサイト <http://www.doingbusiness.org/>

- ・ 中部アフリカ経済通貨共同体 (CEMAC) ウェブサイト <http://www.cemac.int/>
- ・ 東南部アフリカ市場共同体 (COMESA) ウェブサイト <http://www.comesa.int/index.php>
- ・ ナイジェリア国家保険委員会 (NAICOM) ウェブサイト <http://naicom.gov.ng/>
- ・ 南部アフリカ開発共同体 (SADC) ウェブサイト <http://www.sadc.int/>
- ・ 西アフリカ諸国経済共同体 (ECOWAS) ウェブサイト <http://www.ecowas.int/>
- ・ 西アフリカ保険協会 (WAICA) ウェブサイト <http://www.waica.org/home/index.php>
- ・ 南アフリカ共和国金融サービス理事会 (Financial Services Board : FSB) ウェブサイト
<http://www.fsb.co.za/>
- ・ モロッコ経済・財政省ウェブサイト <http://www.finances.gov.ma/>
- ・ 東アフリカ共同体 (East African Community : EAC) ウェブサイト <http://www.eac.int/>
- ・ ルワンダ国立銀行 (National Bank of Rwanda) ウェブサイト <http://www.bnr.rw/>
- ・ Africa Re ウェブサイト <http://www.africa-re.com/index.php>
- ・ African Centre for Catastrophe Risks ウェブサイト <http://www.africatnat.com/>
- ・ African Risk Capacity ウェブサイト <http://www.africanriskcapacity.org/>
- ・ African Trade Insurance Agency ウェブサイト <http://www.ati-aca.org/>
- ・ AIG ウェブサイト <http://www.aig.com/>
- ・ Allianz ウェブサイト <http://www.allianz.com/>
- ・ Allianz Africa Group ウェブサイト <http://www.allianz-africa.com/africa/>
- ・ AXA ウェブサイト <http://www.axa.com/>
- ・ CICA Re ウェブサイト <http://www.cica-re.com/index.php/cicareEn/>
- ・ Making Finance Work for Africa ウェブサイト <http://www.mfw4a.org/>
- ・ Oxfordbusinessgroup ウェブサイト <http://www.oxfordbusinessgroup.com/>
- ・ WAICA Re ウェブサイト <http://www.waicare.com/Default.aspx>
- ・ Zep Re ウェブサイト <http://www.zep-re.com/>
- ・ Zurich ウェブサイト <http://www.zurich.com/>